ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）<DC年金>
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）<DC年金>
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）<DC年金>

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書（請求目論見書）
2025年3月15日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、
投資家から請求があった場合に交付される請求目論見書です。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．「ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド〈DC 年金〉」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第５条の規定により有価証券届出書を 2025 年 3 月 14 日に関東財務局長に提出し、2025 年 3 月 15 日にその効力が発生しております。

２．「ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド〈DC 年金〉」の基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。**したがって、**当ファンドは元金が保証されているものではありません。**

発行者名	ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　小嶋　信弘
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋二丁目２番 16 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

ご投資家のみなさまへ

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド<DC年金>は、長期的な視点から、国内外の株式、債券、リートに分散投資を行う、みなさまの資産形成を応援するファンドです。

投資目的、投資期間、リスク許容度等、投資家のみなさまのニーズに合わせ、投資配分比率が異なる3つのファンド（安定型）/（安定成長型）/（成長型）をご用意しています。

各ファンドにおける資産別の投資配分比率は、市場環境に合わせて、原則四半期毎に見直します。

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）〈DC 年金〉
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）〈DC 年金〉
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）〈DC 年金〉
（以下、上記を総称して「ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド〈DC 年金〉」または総称してあるいは個別に「ファンド」ということがあります。）

なお、ファンドの名称について、以下の略称にて表記することがあります。

ファンドの名称	略称
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）〈DC 年金〉	安定型
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）〈DC 年金〉	安定成長型
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）〈DC 年金〉	成長型

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて 2,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日※1の翌営業日の基準価額※2とします。

※1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

＜取得申込不可日＞
・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日
・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

※2 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総

額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

１円単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間　2025年3月15日から2025年9月12日までです。

※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

■委託会社の照会先

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込証拠金

ありません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、「ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド」、「ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」および「損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれ「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）の受益証券ならびに新興国株式および海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。

ファンドの目的は、以下の通りです。

安定型	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
安定成長型	信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
成長型	信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金 2,000 億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　式
追加型	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義＞

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）
一般	年２回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年４回	北米		
中小型株	年６回（隔月）	欧州		
債券	年 12 回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他（　）	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（　）		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）））				
資産複合（　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注１）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注２）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

（注３）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分の定義＞

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、株式、債券および不動産投信に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書又は信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	目論見書又は信託約款において、外貨建資産に対して部分的に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

安定型

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

安定成長型

信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

成長型

信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 実質的に国内外の株式、債券、不動産投資信託証券（リート）へ分散投資を行います。

●各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。
国内外の株式、債券およびリートへの投資は以下のマザーファンド等を通じて行います。

投資対象資産	投資対象とするマザーファンド等
国内株式	SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド SJAMスモールキャップ・マザーファンド
外国株式	ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド 新興国株式を主要投資対象とする上場投資信託証券
国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
外国債券	損保ジャパン外国債券マザーファンド 損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド
国内リート	損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド
外国リート	外国不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券

●外貨建債券への投資にあたっては、一部為替ヘッジを行います。
当該為替ヘッジは、損保ジャパン外国債券マザーファンドにて行います。

2 「安定型」「安定成長型」「成長型」の３つのファンドがあります。

- ３つのファンドは各資産への投資配分比率が異なります。
- 投資配分比率は、ポートフォリオの想定リスク水準を踏まえて長期的な視点のほか短期的な視点も考慮して、決定します。投資配分比率の見直しは原則として年4回行います。

・想定リスク水準とは、各ファンドの基準価額の振れ幅の目安であり、月次リターンの標準偏差を年率換算した値で計測します。

＜想定リスク水準と投資配分比率＞

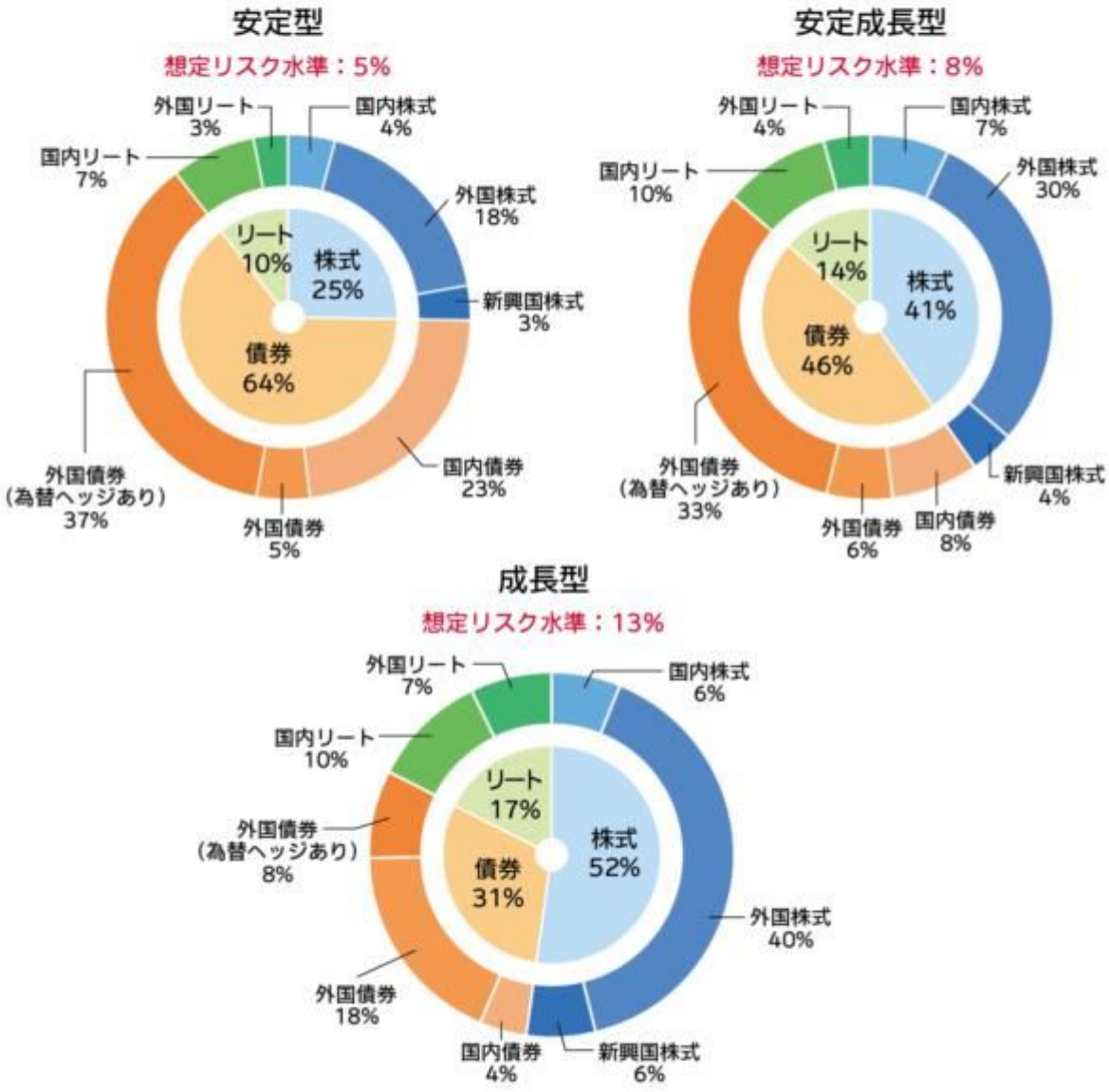

※上記数値は2024年12月現在のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※上記グラフの各数値は四捨五入して算出した値のため合計が100%とならないことがあります。
※想定リスク水準は、市場環境等により見直しを行う場合があります。
また、実際の基準価額の振れ幅が、想定リスク水準を上回る場合や下回る場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2022 年 12 月 15 日　信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。ファンドは「ベビーファンド」にあたります。

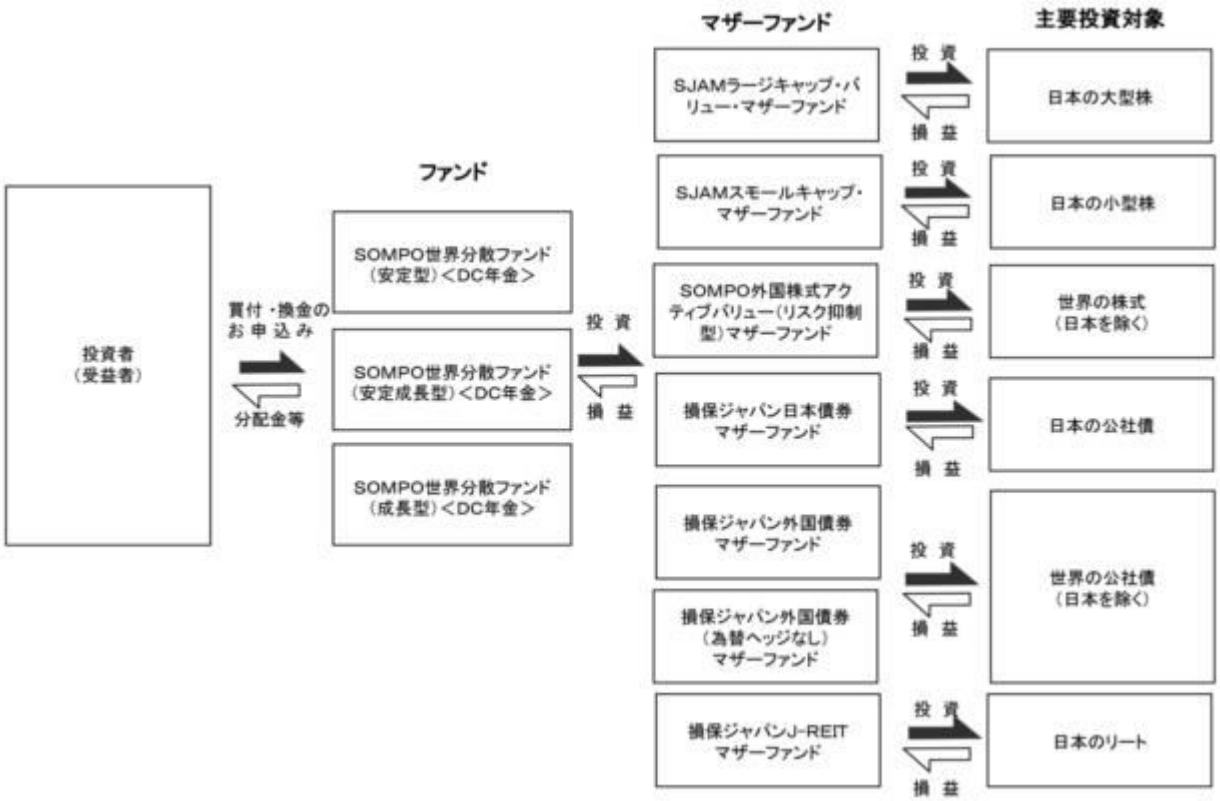

ただし、新興国株式および海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券については直接投資を行います。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。

ファンドの関係法人図

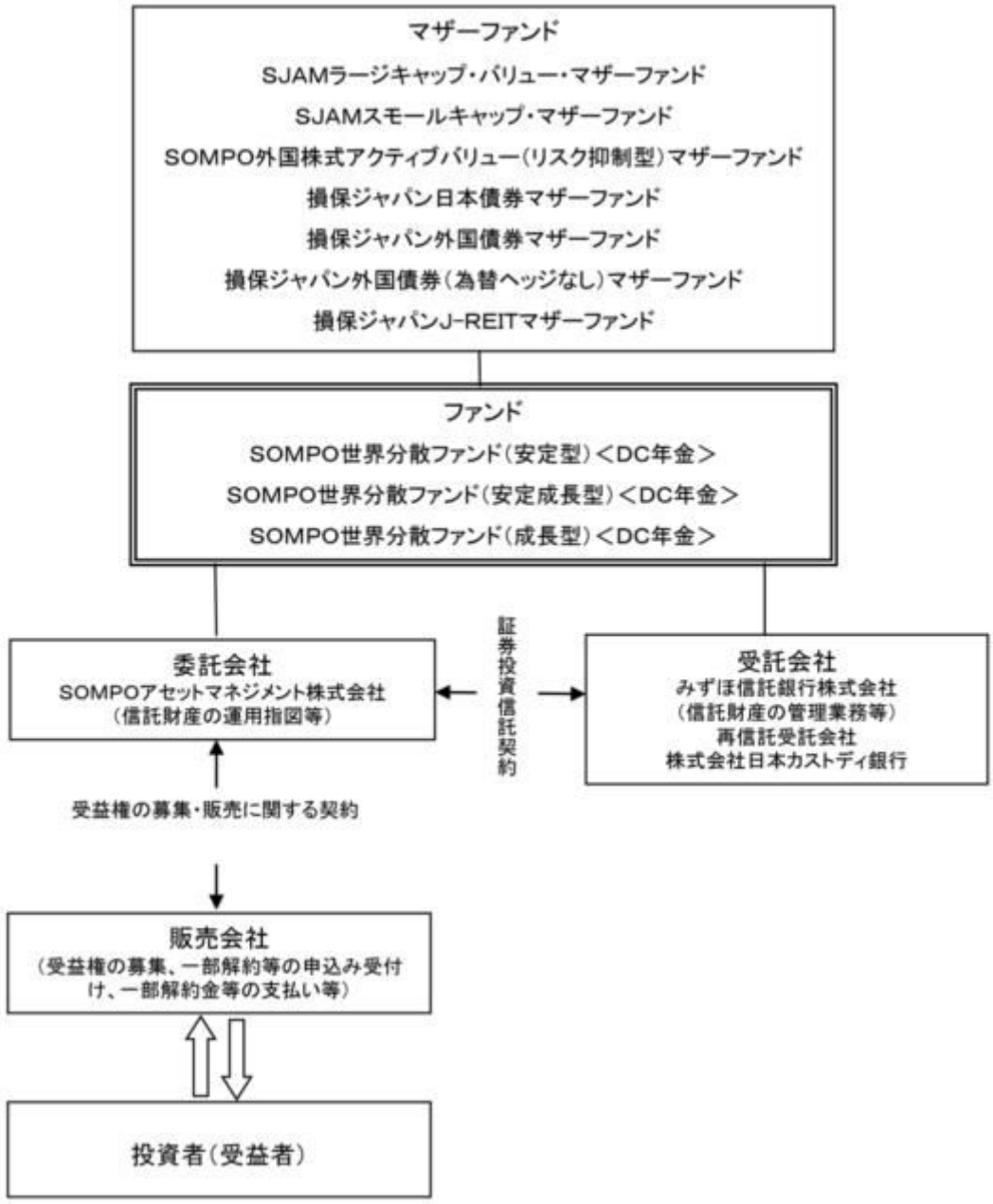

② ファンドの関係法人

（ｉ）委託会社または委託者：ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

（ⅱ）販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

（ⅲ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

③　委託会社等の概況

（ⅰ）資本金の額　1,550 百万円　（2024 年 12 月末現在）

（ⅱ）委託会社の沿革

1986 年　2 月 25 日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987 年　2 月 20 日	投資顧問業の登録
1987 年　9 月 9 日	投資一任業務の認可取得
1991 年　6 月 1 日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998 年　1 月 1 日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998 年　3 月 3 日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998 年　3 月 31 日	証券投資信託委託業の免許取得
2002 年　7 月 1 日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007 年　9 月 30 日	金融商品取引業者として登録
2010 年　10 月 1 日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020 年　4 月 1 日	ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ⅲ）大株主の状況（2024 年 12 月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数（株）	持株比率（％）
ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26 番１号	24,085	100.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ａ．基本方針

＜安定型＞

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

＜安定成長型＞

この投資信託は、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

＜成長型＞

この投資信託は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

ｂ．運用方針

①　投資対象

ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド受益証券、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド受益証券、損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド受益証券、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ならびに新興国株式および海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。

②　投資態度

（ⅰ）主としてＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド、損保

ジャパン日本債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等への投資を通して、国内外の株式、債券、不動産投資信託証券へ分散投資を行います。

（ⅱ）各資産への投資配分比率については、ポートフォリオの想定リスク水準を踏まえて長期的な視点のほか、短期的な視点も考慮して決定します。

（ⅲ） 外貨建債券への投資にあたっては、一部為替ヘッジを行います。

（ⅳ） 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

② 委託会社は、信託金を、主としてＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド」、「ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」および「損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１.から 11．までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいま

す。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前記 21．の有価証券の性質を有するもの

なお、前記１.の証券ならびに証書、12．および 17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに 12．および 17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および 14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前記５．の権利の性質を有するもの

④　前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

（運用体制）

①総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

②各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

③各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

④運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

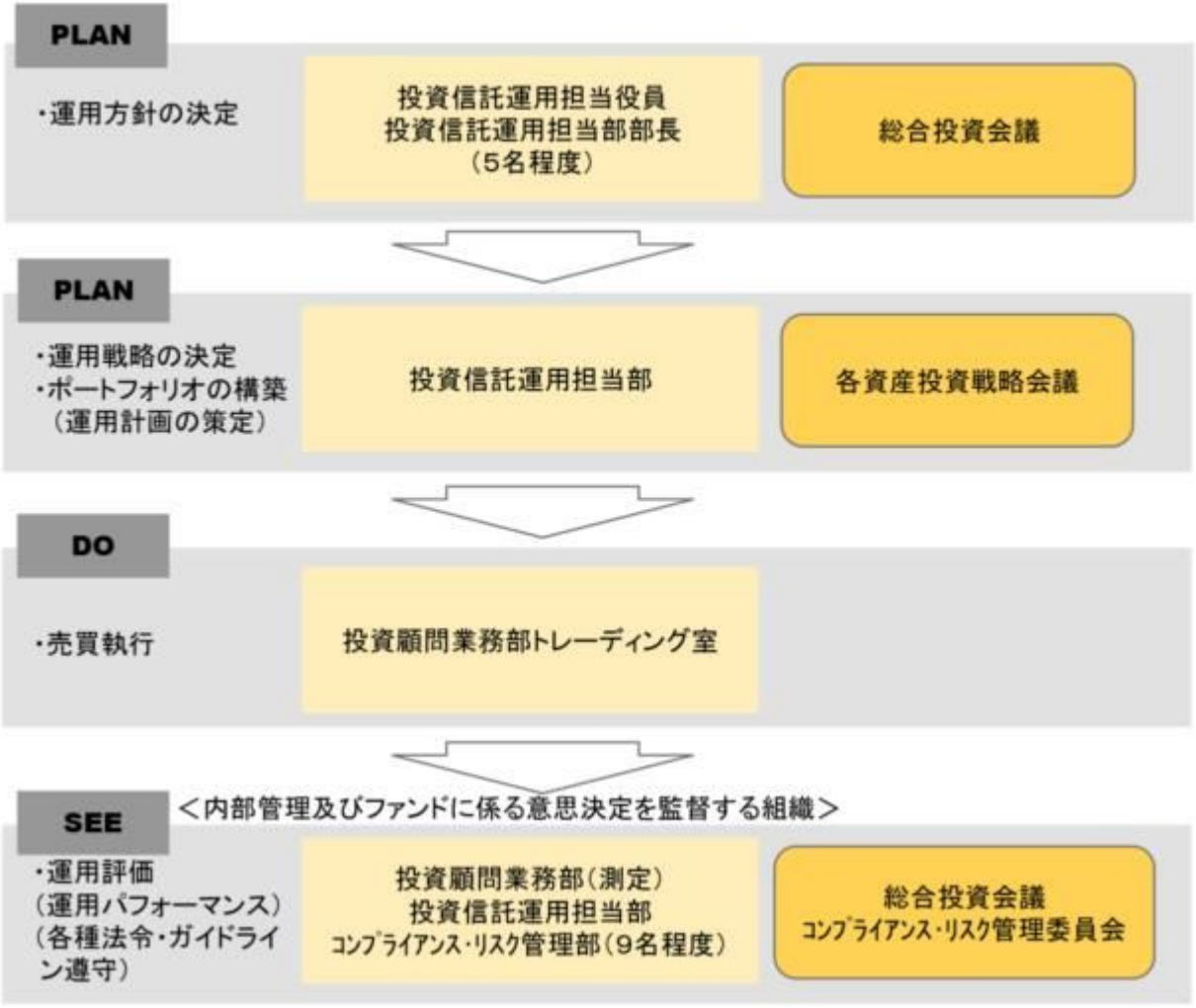

※2024 年 12 月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則 12 月 15 日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

（5）【投資制限】

ａ．ファンドの信託約款に基づく投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
⑥　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
⑦　投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
⑧　投資する株式等の範囲
（ｉ）　委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
（ⅱ）　前記（ｉ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
⑨　信用取引の指図範囲
（ｉ）　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（ⅱ）　前記（ｉ）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
（ⅲ）　信託財産の一部解約等の事由により、前記（ⅱ）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
⑩　公社債の空売りの指図および範囲
（ｉ）　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（ⅱ）　前記（ｉ）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
（ⅲ）　信託財産の一部解約等の事由により、前記（ⅱ）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
⑪　公社債の借入れの指図および範囲
（ｉ）　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ⅱ）　前記（ⅰ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ⅲ）　信託財産の一部解約等の事由により、前記（ⅱ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ⅳ）　前記（ⅰ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑫　先物取引等の運用指図

（ⅰ）　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

（ⅱ）　委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ⅲ）　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑬　スワップ取引の運用指図

（ⅰ）　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ⅱ）　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ⅳ）　委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

（ⅰ）　委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ⅱ）　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ）　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ⅳ）　委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑮　有価証券の貸付の指図および範囲

（ⅰ）　委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の１．および２．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50％を超えないものとします。

（ⅱ） 前記１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ⅲ） 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰ 外国為替予約の指図

（ｉ） 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（ⅱ） 前記（ｉ）の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ⅲ） 前記（ⅱ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑱ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑲ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑳ 資金の借入れ

（ｉ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ⅱ） 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ⅲ） 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ） 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21 受託会社による資金の立替え

（ｉ） 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

（ⅱ） 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

（ⅲ） 前記（ｉ）および（ⅱ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議に

よりそのつど別にこれを定めます。

b．法令に基づく投資制限

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

① 原則として Russell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

③ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。

④ 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の 50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額

の 10%以内とします。
⑥　外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
⑦　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑧　有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲で行います。
⑨　スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲で行います。
⑩　金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第 23 条の範囲で行います。
⑪　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑫　デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑬　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

①　原則として、Russell/Nomura Small Cap インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。
②　独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスクを軽減しつつ、「Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。
③　株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の 50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
④　投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。
②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
③　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑤　同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑥　外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
⑦　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
⑧　有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲で行います。

⑨　スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲で行います。
⑩　金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第 23 条の範囲で行います。
⑪　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑫　デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑬　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(参考)「ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①　主として日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
②　銘柄選定にあたっては、当社が独自に開発した外国株式評価モデルにより算出した投資価値と市場価値とを比較した相対的割安度を測定します。
③　相対的割安度の高い銘柄を中心に、ベンチマークであるＭＳＣＩコクサイ　インデックス（配当込み）と比較してリスク水準を抑えたポートフォリオを構築し、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。
④　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤　資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
④　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
⑦　投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑧　有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲で行います。
⑨　スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲で行います。
⑩　金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第 23 条の範囲で行います。
⑪　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からＢＢＢ格あるいはＢＢＢ格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

③ 運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。

④ 外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則 100%為替ヘッジを行います。

⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦ 有価証券先物取引等は、信託約款第 18 条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引は、信託約款第 19 条の範囲で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第 20 条の範囲で行います。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑪ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑫ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパン外国債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 投資対象国は、原則としてＡ格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE 世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

③ 外貨建資産については円ベースで 100％ヘッジを基本とします。

④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5％以内とします。

⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第 18 条の範囲で行います。

⑦ スワップ取引は、信託約款第 19 条の範囲で行います。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第 20 条の範囲で行います。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパン外国債券（ヘッジなし）マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲

得を狙い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 投資対象国は、原則としてＡ格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE 世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦ 有価証券先物取引等は、信託約款第 20 条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引は、信託約款第 21 条の範囲で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第 22 条の範囲で行います。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑪ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑫ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（参考）「損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（ＲＥＩＴ）を主要投資対象とします。

② 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目

指します。

③　不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

④　資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤　投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（3）投資制限

①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

③　株式への直接投資は行いません。

④　外貨建資産への直接投資は行いません。

⑤　デリバティブの直接利用は行いません。

⑥　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

＜ファンドの投資にかかるリスク＞

①　資産配分のリスク

ファンドの投資配分比率が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②　価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。

リートの価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策、不動産市況や保有する不動産の状況等の影響を受けて変動します。

組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③　信用リスク

株式や公社債及びリートの価格は、発行体の財務状態、経営、業績、保有する不動産の状況等の悪化及びそれらに関する外部評価が悪化した場合には下落することがあります。組入れている株式や公社債及びリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債及びリートの価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

④　為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、ファンドは外貨建債券に対して部分的に為替ヘッジを行います。円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因とな

ります。
⑤　流動性リスク
国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
⑥　カントリーリスク
一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。
⑦　コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

＜その他の留意点＞
①　クーリングオフ制度（金融商品取引法第 37 条の６）の適用はありません。
②　大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
③　収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
④　マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
⑤　ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
⑥　販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。
委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。
⑦　お申込み、ご換金に関わる留意点
＜お申込時＞
委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。
＜ご換金時＞
委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、

システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

＜リスクの管理体制＞

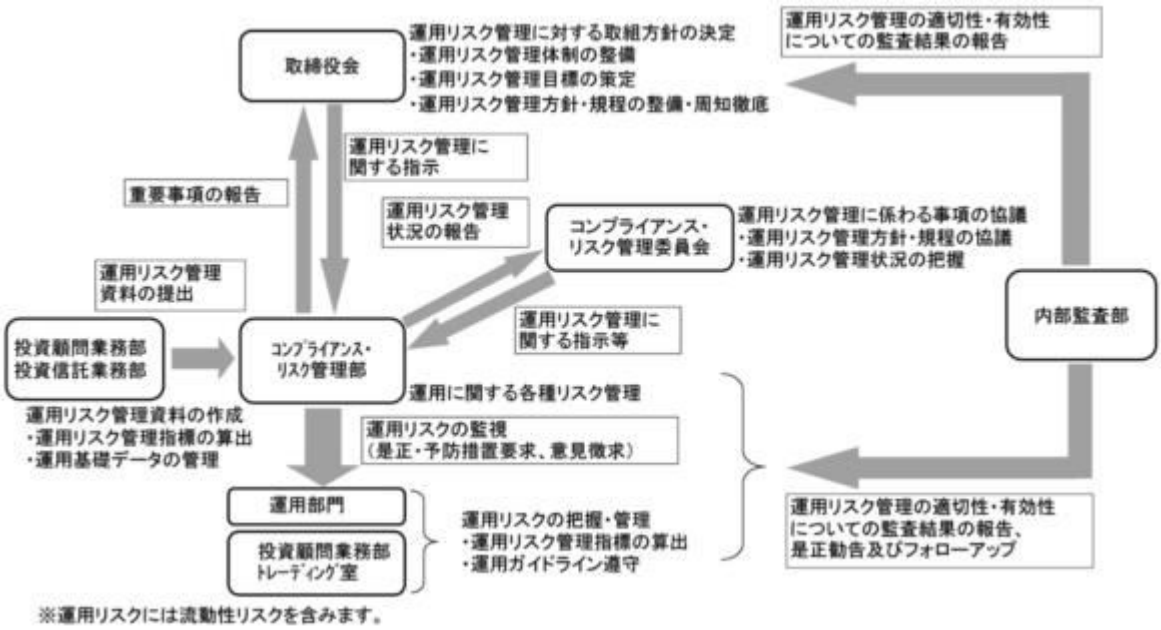

（注）上図は、2024 年 12 月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

※流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご留意ください。

安定型

安定成長型

成長型

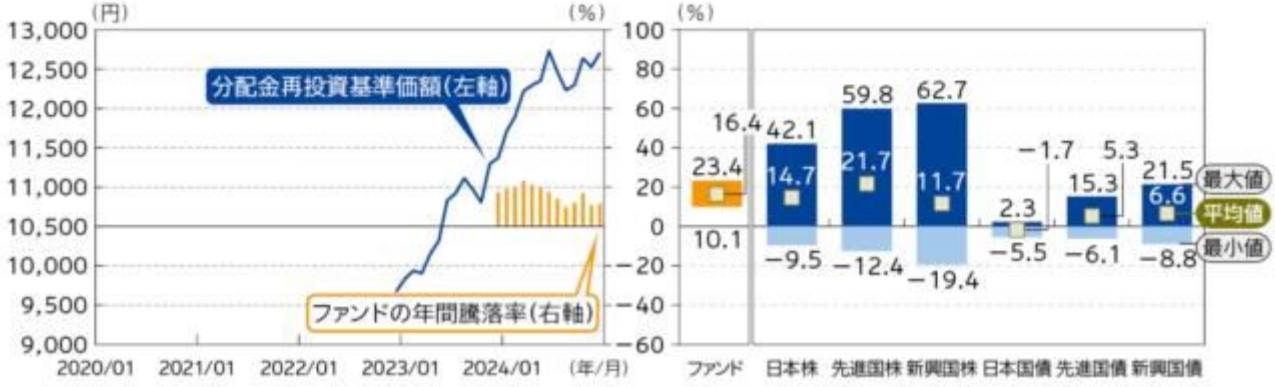

2020年1月～2024年12月

ファンド　　:2023年12月～2024年12月
代表的な資産クラス:2020年1月～2024年12月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数	
日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社に帰属します。	先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。	日本国債:NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。	新興国債:ＪＰモルガンＧＢＩ－ＥＭグローバル・ディバーシファイド(円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、ＪＰモルガンＧＢＩ－ＥＭグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額はありません。

（3）【信託報酬等】

① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.913%（税抜 0.83%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.40%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.40%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

② 信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の６ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期

は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用

※ 上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。なお、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、内容が変更されることがあります。

※配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

（参考情報）ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

ファンド名	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定型	0.97%	0.91%	0.06%
安定成長型	1.16%	0.91%	0.25%
成長型	1.24%	0.91%	0.33%

※対象期間は2023年12月16日から2024年12月16日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	706,966	5.91
親投資信託受益証券	日本	11,097,060	92.83
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	149,552	1.26
純資産総額		11,953,578	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	1,068,406	7.38
親投資信託受益証券	日本	13,215,917	91.33
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	185,436	1.29
純資産総額		14,469,759	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	2,018,474	11.64
親投資信託受益証券	日本	15,111,993	87.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	203,535	1.18
純資産総額		17,334,002	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	67,458,763,640	99.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	633,441,342	0.93

純資産総額	68,092,204,982	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	21,450,870,620	98.62
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	301,219,975	1.38
純資産総額		21,752,090,595	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	1,311,903,134	69.11
	フランス	87,692,887	4.62
	アイルランド	85,621,537	4.51
	ドイツ	67,161,386	3.54
	イギリス	58,204,626	3.07
	スイス	42,245,742	2.23
	デンマーク	35,205,611	1.85
	オランダ	27,170,398	1.43
	シンガポール	22,005,476	1.16
	スウェーデン	20,494,094	1.08
	カナダ	18,268,142	0.96
	オーストラリア	17,906,545	0.94
	ノルウェー	13,023,918	0.69
	ジャージー	12,871,549	0.68
	ベルギー	7,649,227	0.40
	フィンランド	7,230,126	0.38
	ケイマン	5,963,188	0.31
		1,840,617,586	96.97
投資証券	アメリカ	9,689,695	0.51
	シンガポール	5,479,581	0.29
		15,169,276	0.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	42,398,808	2.23
純資産総額		1,898,185,670	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注 2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2024 年 12 月 30 日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	23,308,565,000	69.67
地方債証券	日本	675,516,000	2.02
特殊債券	日本	431,769,885	1.29
社債券	日本	7,596,377,000	22.71
	フランス	497,283,000	1.49
	イギリス	99,924,000	0.30
		8,193,584,000	24.49
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	845,183,157	2.53
純資産総額		33,454,618,042	100.00

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注 2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパン外国債券マザーファンド

2024 年 12 月 30 日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	801,609,039	47.20
	中国	184,963,111	10.89
	イタリア	122,217,885	7.20
	フランス	122,137,253	7.19
	イギリス	90,883,464	5.35
	ドイツ	86,483,256	5.09
	スペイン	84,935,865	5.00
	カナダ	41,622,731	2.45
	ベルギー	30,535,530	1.80
	オランダ	27,110,761	1.60
	オーストラリア	22,937,207	1.35
	オーストリア	22,668,798	1.33
	シンガポール	20,435,108	1.20
	メキシコ	13,642,143	0.80
	アイルランド	12,575,018	0.74
	フィンランド	11,804,842	0.70
	ポルトガル	11,748,248	0.69
	ポーランド	9,280,682	0.55
	デンマーク	5,326,870	0.31
	スウェーデン	4,937,034	0.29

	ノルウェー	3,061,328	0.18
		1,730,916,173	101.93
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	△32,704,902	△1.93
純資産総額		1,698,211,271	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

その他資産の投資状況

2024年12月30日現在

資産の種類	建別	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	―	1,767,423,890	△104.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	9,035,297,674	54.49
	中国	1,671,850,101	10.08
	フランス	939,040,345	5.66
	イタリア	926,305,199	5.59
	イギリス	837,034,801	5.05
	ドイツ	739,101,260	4.46
	スペイン	443,396,103	2.67
	カナダ	313,479,762	1.89
	ベルギー	203,247,875	1.23
	オーストラリア	202,718,278	1.22
	オランダ	147,602,882	0.89
	メキシコ	119,248,468	0.72
	ポルトガル	100,621,469	0.61
	ポーランド	87,238,417	0.53
	マレーシア	67,929,398	0.41
	シンガポール	62,809,702	0.38
	オーストリア	57,466,991	0.35
	フィンランド	53,121,788	0.32
	デンマーク	40,932,791	0.25
	スウェーデン	32,024,945	0.19
	アイルランド	31,369,103	0.19
	ノルウェー	26,939,691	0.16
		16,138,777,043	97.33

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	443,564,873	2.67
純資産総額		16,582,341,916	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	785,339,500	98.19
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	―	14,489,402	1.81
純資産総額		799,828,902	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券マザーファンド	3,081,080	1.4027	4,321,830	1.3880	4,276,539	35.78
2	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファンド	2,013,570	1.3531	2,724,561	1.3519	2,722,145	22.77
3	日本	親投資信託受益証券	ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	685,803	3.1397	2,153,215	3.1572	2,165,217	18.11
4	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	301,862	2.7879	841,561	2.8465	859,250	7.19
5	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	265,371	2.0610	546,929	2.0916	555,049	4.64
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	43	8,715.72	374,776	8,342.41	358,724	3.00
7	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	92	3,978.21	365,996	3,785.23	348,242	2.91
8	日本	親投資信託受益証券	ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	66,783	3.8288	255,698	3.8968	260,239	2.18
9	日本	親投資信託受益証券	ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	50,744	5.0283	255,156	5.0966	258,621	2.16

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	5.91

親投資信託受益証券	92.83
合計	98.75

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券マザーファンド	3,311,555	1.4027	4,645,118	1.3880	4,596,438	31.77
2	日本	親投資信託受益証券	ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	1,347,356	3.1397	4,230,293	3.1572	4,253,872	29.40
3	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	476,883	2.7879	1,329,502	2.8465	1,357,447	9.38
4	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファンド	818,835	1.3531	1,107,965	1.3519	1,106,983	7.65
5	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	408,196	2.0610	841,291	2.0916	853,782	5.90
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	65	8,715.72	566,522	8,342.41	542,257	3.75
7	日本	親投資信託受益証券	ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	104,116	5.0283	523,526	5.0966	530,637	3.67
8	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	139	3,978.22	552,973	3,785.24	526,149	3.64
9	日本	親投資信託受益証券	ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	132,611	3.8288	507,740	3.8968	516,758	3.57

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	7.38
親投資信託受益証券	91.33
合計	98.72

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファン	2,180,377	3.1397	6,845,924	3.1572	6,883,886	39.71

			ド						
2	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	1,502,497	2.0610	3,096,646	2.0916	3,142,622	18.13
3	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	624,566	2.7879	1,741,227	2.8465	1,777,827	10.26
4	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券マザーファンド	1,001,860	1.4027	1,405,309	1.3880	1,390,581	8.02
5	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	282	3,978.22	1,121,859	3,785.24	1,067,439	6.16
6	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES CORE MSCI EMERGING	114	8,715.71	993,592	8,342.41	951,035	5.49
7	日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザーファンド	551,654	1.3531	746,443	1.3519	745,781	4.30
8	日本	親投資信託受益証券	ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	115,602	5.0283	581,281	5.0966	589,177	3.40
9	日本	親投資信託受益証券	ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	149,384	3.8288	571,961	3.8968	582,119	3.36

（注 1）評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

（注 2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	11.64
親投資信託受益証券	87.18
合計	98.83

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2024 年 12 月 30 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	八十二銀行	銀行業	2,843,400	861.37	2,449,229,680	1,012.50	2,878,942,500	4.23
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	17,904,300	156.02	2,793,466,073	158.00	2,828,879,400	4.15
3	日本	株式	旭化成	化学	2,568,100	1,056.41	2,712,971,215	1,092.50	2,805,649,250	4.12
4	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	1,446,000	1,489.14	2,153,296,440	1,846.00	2,669,316,000	3.92
5	日本	株式	東レ	繊維製品	2,637,000	753.17	1,986,109,290	1,001.50	2,640,955,500	3.88
6	日本	株式	三菱地所	不動産業	1,125,200	2,241.98	2,522,687,052	2,200.50	2,476,002,600	3.64
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,587,200	1,639.51	2,602,232,982	1,535.00	2,436,352,000	3.58
8	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	659,500	3,217.73	2,122,094,391	3,692.00	2,434,874,000	3.58
9	日本	株式	王子ホールディングス	パルプ・紙	3,868,800	565.60	2,188,208,493	604.10	2,337,142,080	3.43
10	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	608,100	2,888.15	1,756,284,401	3,764.00	2,288,888,400	3.36
11	日本	株式	太陽誘電	電気機器	961,300	2,888.13	2,776,361,555	2,269.00	2,181,189,700	3.20

12	日本	株式	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	3,215,600	511.85	1,645,908,482	642.30	2,065,379,880	3.03
13	日本	株式	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	陸運業	855,900	2,540.05	2,174,033,881	2,393.00	2,048,168,700	3.01
14	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	904,900	2,179.60	1,972,325,227	2,049.00	1,854,140,100	2.72
15	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	473,400	4,037.33	1,911,272,629	3,613.00	1,710,394,200	2.51
16	日本	株式	京セラ	電気機器	1,080,300	1,912.14	2,065,688,102	1,575.50	1,702,012,650	2.50
17	日本	株式	日本精工	機械	2,438,500	762.89	1,860,312,495	686.90	1,675,005,650	2.46
18	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	931,700	1,883.52	1,754,884,249	1,773.00	1,651,904,100	2.43
19	日本	株式	三井化学	化学	475,300	3,568.49	1,696,106,658	3,470.00	1,649,291,000	2.42
20	日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	956,100	1,334.31	1,275,733,791	1,643.00	1,570,872,300	2.31
21	日本	株式	ＳＵＭＣＯ	金属製品	1,222,300	1,523.01	1,861,584,921	1,183.00	1,445,980,900	2.12
22	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	917,500	1,436.32	1,317,831,270	1,494.50	1,371,203,750	2.01
23	日本	株式	住友重機械工業	機械	418,900	3,908.58	1,637,308,064	3,245.00	1,359,330,500	2.00
24	日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	1,022,600	1,328.79	1,358,820,670	1,315.50	1,345,230,300	1.98
25	日本	株式	ＡＧＣ	ガラス・土石製品	286,400	4,772.86	1,366,948,567	4,625.00	1,324,600,000	1.95
26	日本	株式	スタンレー電気	電気機器	482,600	2,662.73	1,285,036,820	2,604.00	1,256,690,400	1.85
27	日本	株式	オムロン	電気機器	226,100	5,310.55	1,200,716,357	5,353.00	1,210,313,300	1.78
28	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	417,300	2,821.71	1,177,499,665	2,795.00	1,166,353,500	1.71
29	日本	株式	清水建設	建設業	902,900	936.34	845,421,386	1,252.50	1,130,882,250	1.66
30	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	265,000	4,297.43	1,138,821,554	4,181.00	1,107,965,000	1.63

（注 1）評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

（注 2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	5.15
		食料品	3.94
		繊維製品	3.88
		パルプ・紙	3.43
		化学	7.94
		医薬品	3.25
		ガラス・土石製品	1.95
		非鉄金属	2.51
		金属製品	2.99
		機械	7.75
		電気機器	12.30
		輸送用機器	5.98
		電気・ガス業	0.93
		陸運業	8.23
		情報・通信業	4.15

		銀行業	21.05
		不動産業	3.64
合計			99.07

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	ジェイテクト	機械	816,500	1,103.79	901,244,535	1,179.50	963,061,750	4.43
2	日本	株式	第四北越フィナンシャルグループ	銀行業	253,400	2,526.59	640,237,906	2,890.00	732,326,000	3.37
3	日本	株式	富士通ゼネラル	電気機器	305,900	1,972.87	603,500,933	2,327.00	711,829,300	3.27
4	日本	株式	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	342,600	1,664.09	570,117,234	2,027.00	694,450,200	3.19
5	日本	株式	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	352,200	1,670.24	588,258,528	1,920.50	676,400,100	3.11
6	日本	株式	サワイグループホールディングス	医薬品	304,000	2,034.69	618,545,760	2,151.00	653,904,000	3.01
7	日本	株式	豊田合成	輸送用機器	233,500	2,500.09	583,771,015	2,781.50	649,480,250	2.99
8	日本	株式	日本M&Aセンターホールディングス	サービス業	965,100	643.73	621,263,823	661.20	638,124,120	2.93
9	日本	株式	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	銀行業	386,000	1,495.87	577,405,820	1,639.00	632,654,000	2.91
10	日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	448,800	1,555.57	698,139,816	1,408.00	631,910,400	2.91
11	日本	株式	トヨタ紡織	輸送用機器	299,200	1,884.78	563,926,176	2,053.00	614,257,600	2.82
12	日本	株式	マブチモーター	電気機器	260,600	2,178.40	567,691,040	2,246.50	585,437,900	2.69
13	日本	株式	日本ライフライン	卸売業	386,000	1,183.05	456,657,300	1,379.00	532,294,000	2.45
14	日本	株式	北洋銀行	銀行業	1,153,400	404.69	466,769,446	458.00	528,257,200	2.43
15	日本	株式	セリア	小売業	170,800	3,455.22	590,151,576	2,817.00	481,143,600	2.21
16	日本	株式	山陰合同銀行	銀行業	366,700	1,264.21	463,585,807	1,265.00	463,875,500	2.13
17	日本	株式	トラスコ中山	卸売業	188,200	2,411.27	453,801,014	2,347.00	441,705,400	2.03
18	日本	株式	ＥＩＺＯ	電気機器	201,500	2,203.75	444,055,625	2,192.00	441,688,000	2.03
19	日本	株式	オーエスジー	機械	236,400	1,858.82	439,427,090	1,854.50	438,403,800	2.02
20	日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	191,100	2,402.59	459,134,949	2,121.00	405,323,100	1.86
21	日本	株式	滋賀銀行	銀行業	98,400	3,343.72	329,022,048	3,930.00	386,712,000	1.78
22	日本	株式	ひろぎんホールディングス	銀行業	327,200	1,121.43	366,931,896	1,163.50	380,697,200	1.75
23	日本	株式	東亞合成	化学	221,900	1,592.39	353,351,341	1,516.00	336,400,400	1.55
24	日本	株式	日本化薬	化学	241,300	1,258.17	303,596,421	1,284.00	309,829,200	1.42
25	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	333,900	928.38	309,988,229	876.00	292,496,400	1.34
26	日本	株式	ゼビオホールディングス	小売業	222,900	1,243.49	277,173,921	1,143.00	254,774,700	1.17
27	日本	株式	東プレ	金属製品	120,600	1,783.16	215,049,096	2,008.00	242,164,800	1.11
28	日本	株式	イズミ	小売業	73,300	3,464.78	253,968,374	3,221.00	236,099,300	1.09
29	日本	株式	青山商事	小売業	104,200	1,371.99	142,961,358	2,260.00	235,492,000	1.08

30	日本	株式	シークス	卸売業	194,900	1,072.98	209,123,802	1,206.00	235,049,400	1.08

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	0.58
		食料品	0.26
		繊維製品	0.94
		パルプ・紙	2.70
		化学	9.45
		医薬品	3.22
		鉄鋼	0.49
		金属製品	1.11
		機械	8.92
		電気機器	13.03
		輸送用機器	6.27
		精密機器	0.46
		陸運業	0.96
		卸売業	7.13
		小売業	11.25
		銀行業	22.58
		サービス業	9.25
合計			98.62

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,820	35,117.54	99,031,468	40,429.22	114,010,418	6.01
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,320	64,610.20	85,285,468	68,101.23	89,893,631	4.74
3	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	1,030	47,139.22	48,553,399	53,536.02	55,142,102	2.90
4	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ	2,263	25,030.40	56,643,802	22,944.00	51,922,292	2.74

				ンス						
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,450	30,968.48	44,904,297	35,392.77	51,319,524	2.70
6	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,350	21,704.29	51,005,082	21,672.24	50,929,768	2.68
7	アメリカ	株式	ADOBE SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	690	76,220.59	52,592,213	70,624.20	48,730,702	2.57
8	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	966	46,532.67	44,950,561	50,405.63	48,691,847	2.57
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1,540	26,919.29	41,455,716	30,490.77	46,955,796	2.47
10	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	747	62,571.26	46,740,733	62,142.59	46,420,518	2.45
11	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	生活必需品流通・小売り	3,110	13,041.94	40,560,436	14,498.77	45,091,202	2.38
12	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,504	16,639.98	41,666,524	14,059.74	35,205,611	1.85
13	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	620	54,398.10	33,726,823	56,340.55	34,931,142	1.84
14	アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	740	41,862.33	30,978,130	45,951.29	34,003,955	1.79
15	アイルランド	株式	MEDTRONIC INC	ヘルスケア機器・サービス	2,630	14,127.05	37,154,157	12,771.45	33,588,922	1.77
16	アメリカ	株式	MARSH&MCLENNAN COS	保険	990	34,983.08	34,633,258	33,766.68	33,429,018	1.76
17	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	金融サービス	390	76,839.09	29,967,248	79,374.72	30,956,142	1.63
18	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	2,130	14,807.22	31,539,399	14,522.50	30,932,937	1.63
19	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,960	16,112.68	31,580,861	15,383.73	30,152,126	1.59
20	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	2,990	10,299.10	30,794,309	9,878.34	29,536,240	1.56
21	アメリカ	株式	UNITED PARCEL SERVICE-CLB	運輸	1,460	20,979.90	30,630,661	19,948.07	29,124,196	1.53
22	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	760	36,367.16	27,639,045	36,370.32	27,641,449	1.46
23	アメリカ	株式	ALLSTATE CORP	保険	800	28,847.28	23,077,829	30,655.28	24,524,227	1.29
24	アメリカ	株式	SYSCO CORP	生活必需品流通・小売り	1,960	11,922.02	23,367,172	12,171.95	23,857,024	1.26
25	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	250	88,688.36	22,172,090	94,877.94	23,719,486	1.25
26	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	3,740	6,494.87	24,290,817	6,314.54	23,616,401	1.24

27	アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	1,920	12,209.91	23,443,035	12,088.11	23,209,182	1.22
28	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	511	47,747.80	24,399,128	44,468.75	22,723,536	1.20
29	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	400	59,222.59	23,689,037	54,301.61	21,720,645	1.14
30	アメリカ	株式	QUALCOMM INCORPORATED	半導体・半導体製造装置	870	26,128.17	22,731,510	24,872.22	21,638,834	1.14

（注 1）評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

（注 2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	2.80
		素材	5.87
		資本財	6.28
		運輸	2.99
		耐久消費財・アパレル	2.54
		メディア・娯楽	3.72
		一般消費財・サービス流通・小売り	7.28
		生活必需品流通・小売り	3.63
		食品・飲料・タバコ	3.38
		家庭用品・パーソナル用品	1.81
		ヘルスケア機器・サービス	3.33
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.98
		銀行	4.01
		金融サービス	4.20
		保険	5.40
		ソフトウェア・サービス	14.25
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.78
		電気通信サービス	2.08
		公益事業	1.84
		半導体・半導体製造装置	5.81
投資証券	—	—	0.80
合計			97.77

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2024 年 12 月 30 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第４５９回利付国債（２年）	2,150,000,000	99.72	2,143,980,000	99.65	2,142,475,000	0.2000000	2026/4/1	6.40
2	日本	国債証券	第４６５回利付国債（２年）	1,300,000,000	99.91	1,298,882,000	99.69	1,295,970,000	0.4000000	2026/10/1	3.87
3	日本	国債証券	第１８６回利付国債（２０年）	1,060,000,000	95.30	1,010,190,600	95.00	1,007,042,400	1.5000000	2043/9/20	3.01
4	日本	国債証券	第３６９回利付国債（１０年）	1,000,000,000	97.30	973,098,000	96.85	968,510,000	0.5000000	2032/12/20	2.89
5	日本	国債証券	第１８３回利付国債（２０年）	1,000,000,000	94.20	942,040,000	94.31	943,160,000	1.4000000	2042/12/20	2.82
6	日本	国債証券	第１８０回利付国債（２０年）	1,060,000,000	86.49	916,878,800	86.35	915,363,000	0.8000000	2042/3/20	2.74
7	日本	国債証券	第３７１回利付国債（１０年）	950,000,000	95.67	908,874,500	95.54	907,696,500	0.4000000	2033/6/20	2.71
8	日本	国債証券	第１６５回利付国債（５年）	850,000,000	99.13	842,630,500	98.53	837,564,500	0.3000000	2028/12/20	2.50
9	日本	国債証券	第３７５回利付国債（１０年）	800,000,000	102.23	817,840,000	100.38	803,088,000	1.1000000	2034/6/20	2.40
10	日本	国債証券	第１７０回利付国債（２０年）	810,000,000	84.19	681,990,000	83.82	678,990,600	0.3000000	2039/9/20	2.03
11	日本	国債証券	第１７６回利付国債（２０年）	800,000,000	83.27	666,192,000	83.69	669,552,000	0.5000000	2041/3/20	2.00
12	日本	国債証券	第３７４回利付国債（１０年）	640,000,000	98.62	631,168,000	98.02	627,360,000	0.8000000	2034/3/20	1.88
13	日本	国債証券	第３７３回利付国債（１０年）	620,000,000	96.72	599,664,000	96.59	598,876,600	0.6000000	2033/12/20	1.79
14	日本	国債証券	第１５４回利付国債（２０年）	580,000,000	100.39	582,291,000	100.23	581,374,600	1.2000000	2035/9/20	1.74
15	日本	国債証券	第１７３回利付国債（５年）	570,000,000	100.03	570,193,800	99.38	566,500,200	0.6000000	2029/9/20	1.69
16	日本	国債証券	第１４９回利付国債（２０年）	540,000,000	105.42	569,275,600	103.95	561,373,200	1.5000000	2034/6/20	1.68
17	日本	国債証券	第８３回利付国債（３０年）	520,000,000	98.96	514,633,600	99.11	515,392,800	2.2000000	2054/6/20	1.54
18	日本	国債証券	第１５６回利付国債（５年）	500,000,000	99.32	496,615,000	98.82	494,120,000	0.2000000	2027/12/20	1.48
19	日本	国債証券	第１６６回利付国債（２０年）	510,000,000	90.38	460,948,200	90.75	462,830,100	0.7000000	2038/9/20	1.38
20	日本	国債証券	第１６８回利付国債（２０年）	510,000,000	85.58	436,488,600	86.06	438,926,400	0.4000000	2039/3/20	1.31
21	日本	国債証券	第３５１回利付国債（１０年）	430,000,000	98.64	424,152,000	98.17	422,156,800	0.1000000	2028/6/20	1.26

22	日本	国債証券	第６０回利付国債（３０年）	510,000,000	78.61	400,926,300	78.70	401,390,400	0.9000000	2048/9/20	1.20
23	日本	社債券	第３６回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順	400,000,000	100.00	400,000,000	99.18	396,756,000	0.9230000	2029/12/20	1.19
24	日本	地方債証券	第８０７回東京都公募公債	400,000,000	96.69	386,792,000	96.00	384,000,000	0.1000000	2030/6/20	1.15
25	日本	国債証券	第３６７回利付国債（１０年）	400,000,000	95.38	381,537,500	95.14	380,576,000	0.2000000	2032/6/20	1.14
26	日本	国債証券	第７７回利付国債（３０年）	380,000,000	90.31	343,178,000	87.42	332,196,000	1.6000000	2052/12/20	0.99
27	日本	国債証券	第１５０回利付国債（２０年）	320,000,000	103.36	330,752,000	102.94	329,427,200	1.4000000	2034/9/20	0.98
28	日本	特殊債券	第３回地方公共団体金融機構債券（１５年）	300,000,000	102.44	307,338,000	101.36	304,089,000	1.1760000	2029/1/26	0.91
29	日本	社債券	第２回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	300,000,000	99.99	299,994,000	100.20	300,600,000	1.9340000	2084/6/25	0.90
30	フランス	社債券	第１５回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条項付非上	300,000,000	99.85	299,568,000	99.30	297,924,000	1.1140000	2028/1/26	0.89

（注１）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注２）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注３）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	69.67
地方債証券	2.02
特殊債券	1.29
社債券	24.49
合計	97.47

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 280215	920,000	15,054.28	138,499,441	15,064.79	138,596,079	2.7500000	2028/2/15	8.16

2	アメリカ	国債証券	Treasury 1.875 260630	610,000	15,063.48	91,887,237	15,264.98	93,116,425	1.8750000	2026/6/30	5.48
3	アメリカ	国債証券	Treasury 3.75 300531	510,000	15,571.72	79,415,797	15,264.98	77,851,436	3.7500000	2030/5/31	4.58
4	アメリカ	国債証券	Treasury 4.0 340215	460,000	15,564.33	71,595,920	15,092.59	69,425,941	4.0000000	2034/2/15	4.09
5	アメリカ	国債証券	Treasury 4.5 290531	370,000	16,079.98	59,495,946	15,847.65	58,636,337	4.5000000	2029/5/31	3.45
6	アメリカ	国債証券	Treasury 4.75 531115	290,000	16,975.35	49,228,520	15,606.06	45,257,582	4.7500000	2053/11/15	2.67
7	アメリカ	国債証券	Treasury 2.25 270815	300,000	14,915.87	44,747,638	14,998.05	44,994,176	2.2500000	2027/8/15	2.65
8	アメリカ	国債証券	Treasury 2.25 270215	240,000	15,031.42	36,075,420	15,153.14	36,367,559	2.2500000	2027/2/15	2.14
9	スペイン	国債証券	SPAIN 0.5 311031	250,000	13,853.28	34,633,200	14,209.45	35,523,644	0.5000000	2031/10/31	2.09
10	中国	国債証券	CGB 2.67 331125	1,500,000	2,226.47	33,397,153	2,330.06	34,950,931	2.6700000	2033/11/25	2.06
11	フランス	国債証券	FRANCE 4.5 410425	180,000	19,019.10	34,234,390	18,553.50	33,396,300	4.5000000	2041/4/25	1.97
12	イタリア	国債証券	ITALY 2.2 270601	170,000	16,388.55	27,860,536	16,426.03	27,924,255	2.2000000	2027/6/1	1.64
13	カナダ	国債証券	CANADA 0.5 301201	290,000	9,199.19	26,677,658	9,435.75	27,363,688	0.5000000	2030/12/1	1.61
14	アメリカ	国債証券	Treasury 1.75 291115	180,000	14,054.54	25,298,172	13,982.24	25,168,044	1.7500000	2029/11/15	1.48
15	アメリカ	国債証券	Treasury 4.875 260531	150,000	15,979.34	23,969,016	15,936.01	23,904,026	4.8750000	2026/5/31	1.41
16	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 421115	200,000	12,279.95	24,559,915	11,755.98	23,511,973	2.7500000	2042/11/15	1.38
17	中国	国債証券	CGB 2.8 321115	1,000,000	2,253.82	22,538,245	2,339.76	23,397,639	2.8000000	2032/11/15	1.38
18	中国	国債証券	CGB 2.6 320901	1,000,000	2,220.72	22,207,269	2,305.16	23,051,644	2.6000000	2032/9/1	1.36
19	中国	国債証券	CGB 2.91 281014	1,000,000	2,245.67	22,456,715	2,290.70	22,907,059	2.9100000	2028/10/14	1.35
20	中国	国債証券	CGB 2.8 290324	1,000,000	2,239.32	22,393,293	2,287.94	22,879,479	2.8000000	2029/3/24	1.35
21	中国	国債証券	CGB 2.04 270225	1,000,000	2,177.31	21,773,119	2,208.73	22,087,342	2.0400000	2027/2/25	1.30
22	アメリカ	国債証券	Treasury 2.375 290515	140,000	14,990.64	20,986,901	14,533.40	20,346,766	2.3750000	2029/5/15	1.20
23	イタリア	国債証券	ITALY 2.7 470301	140,000	13,036.92	18,251,696	13,533.17	18,946,438	2.7000000	2047/3/1	1.12
24	イタリア	国債証券	ITALY 4.5 531001	100,000	17,204.95	17,204,950	17,592.69	17,592,693	4.5000000	2053/10/1	1.04
25	アメリカ	国債証券	Treasury 2.0 261115	110,000	14,996.20	16,495,825	15,158.09	16,673,901	2.0000000	2026/11/15	0.98
26	イギリス	国債証券	UK GILT 4.25 360307	85,000	19,987.23	16,989,153	19,085.08	16,222,319	4.2500000	2036/3/7	0.96
27	フランス	国債証券	FRANCE 2.75 271025	95,000	16,424.94	15,603,697	16,652.42	15,819,803	2.7500000	2027/10/25	0.93
28	シンガポール	国債証券	SINGAPORE 2.875 290701	130,000	11,564.78	15,034,217	11,631.42	15,120,854	2.8750000	2029/7/1	0.89
29	アメリカ	国債証券	Treasury 4.0 521115	110,000	14,606.93	16,067,627	13,739.41	15,113,357	4.0000000	2052/11/15	0.89
30	ドイツ	国債証券	GERMANY 0.5 280215	90,000	15,399.15	13,859,242	15,748.78	14,173,904	0.5000000	2028/2/15	0.83

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	101.93
合計	101.93

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2024年12月30日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	Treasury 4.875 260531	20,790,000	15,968.27	3,319,803,541	15,936.01	3,313,097,965	4.8750000	2026/5/31	19.98
2	アメリカ	国債証券	Treasury 2.75 280215	9,980,000	15,057.87	1,502,775,619	15,064.79	1,503,466,170	2.7500000	2028/2/15	9.07
3	アメリカ	国債証券	Treasury 4.0 340215	4,980,000	15,617.64	777,758,521	15,092.59	751,611,296	4.0000000	2034/2/15	4.53
4	アメリカ	国債証券	Treasury 4.625 310531	4,100,000	16,437.19	673,925,198	15,898.32	651,831,353	4.6250000	2031/5/31	3.93
5	アメリカ	国債証券	Treasury 3.75 300531	2,830,000	15,519.65	439,206,246	15,264.98	431,999,154	3.7500000	2030/5/31	2.61
6	アメリカ	国債証券	Treasury 4.5 290531	2,290,000	16,079.98	368,231,670	15,847.65	362,911,385	4.5000000	2029/5/31	2.19
7	イタリア	国債証券	ITALY 3.85 340701	2,000,000	16,843.57	336,871,529	17,037.55	340,751,107	3.8500000	2034/7/1	2.05
8	アメリカ	国債証券	Treasury 4.75 531115	1,950,000	16,725.55	326,148,253	15,606.06	304,318,238	4.7500000	2053/11/15	1.84
9	アメリカ	国債証券	Treasury 1.75 410815	2,730,000	10,614.12	289,765,614	10,182.83	277,991,464	1.7500000	2041/8/15	1.68
10	中国	国債証券	CGB 2.18 260815	12,000,000	2,185.83	262,300,604	2,203.95	264,474,458	2.1800000	2026/8/15	1.59
11	中国	国債証券	CGB 2.8 321115	11,000,000	2,253.82	247,920,699	2,339.76	257,374,029	2.8000000	2032/11/15	1.55
12	イタリア	国債証券	ITALY 4.5 531001	1,350,000	17,566.76	237,151,282	17,592.69	237,501,350	4.5000000	2053/10/1	1.43
13	アメリカ	国債証券	Treasury 2.25 270215	1,560,000	15,051.26	234,799,798	15,153.14	236,389,134	2.2500000	2027/2/15	1.43
14	ドイツ	国債証券	GERMANY 2.5 540815	1,430,000	16,483.25	235,710,607	16,095.12	230,160,216	2.5000000	2054/8/15	1.39
15	フランス	国債証券	FRANCE 4.5 410425	1,240,000	19,068.50	236,449,432	18,553.50	230,063,400	4.5000000	2041/4/25	1.39
16	フランス	国債証券	FRANCE 1.25 340525	1,610,000	14,097.98	226,977,491	13,970.25	224,921,150	1.2500000	2034/5/25	1.36
17	中国	国債証券	CGB 2.67 331125	9,500,000	2,226.47	211,515,303	2,330.06	221,355,895	2.6700000	2033/11/25	1.33
18	中国	国債証券	CGB 2.04 270225	10,000,000	2,177.31	217,731,191	2,208.73	220,873,423	2.0400000	2027/2/25	1.33
19	ドイツ	国債証券	GERMANY 2.2 340215	1,230,000	16,410.69	201,851,542	16,274.86	200,180,856	2.2000000	2034/2/15	1.21
20	フランス	国債証券	FRANCE 0.75 520525	2,270,000	8,739.55	198,387,890	8,345.44	189,441,643	0.7500000	2052/5/25	1.14

21	中国	国債証券	CGB 2.8 300325	7,500,000	2,244.94	168,370,728	2,307.19	173,039,804	2.8000000	2030/3/25	1.04
22	ベルギー	国債証券	BELGIUM 4.25 410328	915,000	18,979.34	173,661,041	18,386.33	168,234,985	4.2500000	2041/3/28	1.01
23	中国	国債証券	CGB 2.6 320901	7,000,000	2,220.72	155,450,880	2,305.16	161,361,507	2.6000000	2032/9/1	0.97
24	アメリカ	国債証券	Treasury 3.0 480215	1,340,000	12,199.01	163,466,795	11,548.99	154,756,515	3.0000000	2048/2/15	0.93
25	カナダ	国債証券	CANADA 0.5 301201	1,570,000	9,199.19	144,427,332	9,435.75	148,141,352	0.5000000	2030/12/1	0.89
26	中国	国債証券	CGB 3.0 531015	5,500,000	2,392.40	131,582,346	2,626.65	144,465,872	3.0000000	2053/10/15	0.87
27	中国	国債証券	CGB 2.8 290324	6,000,000	2,239.32	134,359,757	2,287.94	137,276,875	2.8000000	2029/3/24	0.83
28	アメリカ	国債証券	Treasury 1.75 291115	950,000	14,054.53	133,518,129	13,982.24	132,831,345	1.7500000	2029/11/15	0.80
29	アメリカ	国債証券	Treasury 4.125 530815	860,000	14,930.09	128,398,784	14,041.56	120,757,453	4.1250000	2053/8/15	0.73
30	アメリカ	国債証券	Treasury 2.875 490515	1,040,000	11,832.60	123,059,097	11,165.28	116,118,949	2.8750000	2049/5/15	0.70

（注 1）評価額組入上位 30 銘柄について記載しています。

（注 2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注 3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	97.33
合計	97.33

（注 1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

2024 年 12 月 30 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	635	105,098	66,737,695	107,900	68,516,500	8.57
2	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	478	116,397	55,638,169	122,400	58,507,200	7.31
3	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	146	385,884	56,339,187	328,500	47,961,000	6.00
4	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	196	254,010	49,786,048	231,800	45,432,800	5.68
5	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	317	147,531	46,767,473	137,300	43,524,100	5.44
6	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	311	147,400	45,841,553	137,700	42,824,700	5.35
7	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	312	134,623	42,002,553	123,900	38,656,800	4.83
8	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	319	124,758	39,798,079	116,200	37,067,800	4.63
9	日本	投資証券	森トラストリート投資法人	556	69,091	38,415,051	61,600	34,249,600	4.28
10	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	293	125,442	36,754,776	114,900	33,665,700	4.21
11	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	146	244,317	35,670,353	222,900	32,543,400	4.07
12	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	259	131,267	33,998,210	123,400	31,960,600	4.00
13	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	101	338,429	34,181,382	315,500	31,865,500	3.98

14	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	434	76,293	33,111,462	70,600	30,640,400	3.83
15	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	272	93,757	25,501,941	90,200	24,534,400	3.07
16	日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	232	103,655	24,048,000	99,000	22,968,000	2.87
17	日本	投資証券	日本リート投資法人	288	84,415	24,311,761	76,100	21,916,800	2.74
18	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	144	154,976	22,316,574	149,500	21,528,000	2.69
19	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	116	157,244	18,240,397	156,800	18,188,800	2.27
20	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	230	88,366	20,324,325	77,700	17,871,000	2.23
21	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	150	105,411	15,811,664	101,500	15,225,000	1.90
22	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	187	80,734	15,097,367	77,300	14,455,100	1.81
23	日本	投資証券	阪急阪神リート投資法人	108	128,309	13,857,440	122,000	13,176,000	1.65
24	日本	投資証券	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	113	116,218	13,132,637	105,500	11,921,500	1.49
25	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	32	295,000	9,440,000	284,100	9,091,200	1.14
26	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	49	149,100	7,305,900	140,800	6,899,200	0.86
27	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	16	393,000	6,288,000	346,500	5,544,000	0.69
28	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	15	277,200	4,158,000	263,200	3,948,000	0.49
29	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	4	166,100	664,400	164,100	656,400	0.08

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.19
合計	98.19

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

該当事項はありません。

（参考）ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞
該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞
該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞
該当事項はありません。

（参考）ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）損保ジャパン外国債券マザーファンド

種類	通貨	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	ドル	売建	5,130,000.00	767,602,926	810,334,800	△47.72
	カナダドル	売建	386,000.00	41,245,837	42,330,111	△2.49
	メキシコペソ	売建	1,840,000.00	13,399,800	14,250,432	△0.84
	ユーロ	売建	3,351,000.00	528,949,318	552,135,557	△32.51
	ポンド	売建	482,000.00	91,589,543	95,783,955	△5.64
	スウェーデンクローナ	売建	365,000.00	5,000,427	5,248,481	△0.31
	ノルウェークローネ	売建	230,000.00	3,105,299	3,202,129	△0.19
	デンマーククローネ	売建	266,000.00	5,631,273	5,876,551	△0.35
	ポーランドズロチ	売建	250,000.00	9,146,500	9,629,700	△0.57
	オーストラリアドル	売建	236,000.00	22,983,851	23,213,337	△1.37
	シンガポールドル	売建	178,000.00	19,837,566	20,718,577	△1.22
	オフショア人民元	売建	8,536,000.00	175,843,307	184,700,260	△10.88

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当銘柄の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

直近日（2024年12月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（2023年12月15日）	10,449,187	10,449,187	1.0271	1.0271
第2計算期間末　（2024年12月16日）	11,955,023	11,955,023	1.0603	1.0603
2023年12月末日	10,533,515	—	1.0334	—
2024年1月末日	10,797,122	—	1.0389	—
2月末日	10,843,893	—	1.0415	—
3月末日	11,027,196	—	1.0572	—
4月末日	10,972,748	—	1.0516	—
5月末日	11,007,762	—	1.0476	—

6月末日	11,242,714	—	1.0641	—
7月末日	11,429,813	—	1.0566	—
8月末日	11,517,662	—	1.0559	—
9月末日	11,666,935	—	1.0608	—
10月末日	11,801,464	—	1.0621	—
11月末日	11,933,139	—	1.0593	—
12月末日	11,953,578	—	1.0598	—

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

直近日（2024年12月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（2023年12月15日）	5,697,195	5,697,195	1.0678	1.0678
第2計算期間末　（2024年12月16日）	14,439,527	14,439,527	1.1385	1.1385
2023年12月末日	7,437,042	—	1.0741	—
2024年 1月末日	7,803,401	—	1.0908	—
2月末日	8,041,717	—	1.0972	—
3月末日	8,404,954	—	1.1204	—
4月末日	8,393,534	—	1.1182	—
5月末日	10,355,815	—	1.1182	—
6月末日	10,966,784	—	1.1432	—
7月末日	11,562,697	—	1.1295	—
8月末日	11,954,815	—	1.1230	—
9月末日	12,441,226	—	1.1284	—
10月末日	13,005,243	—	1.1388	—
11月末日	14,393,845	—	1.1349	—
12月末日	14,469,759	—	1.1404	—

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

直近日（2024年12月末）、同日前１年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（2023年12月15日）	6,510,521	6,510,521	1.1294	1.1294
第2計算期間末　（2024年12月16日）	17,146,251	17,146,251	1.2622	1.2622
2023年12月末日	6,815,050	—	1.1370	—
2024年 1月末日	8,972,636	—	1.1710	—
2月末日	9,991,884	—	1.1898	—

3月末日	9,914,211	—	1.2220	—
4月末日	9,970,481	—	1.2295	—
5月末日	10,637,522	—	1.2352	—
6月末日	11,322,234	—	1.2731	—
7月末日	11,980,054	—	1.2459	—
8月末日	12,425,961	—	1.2231	—
9月末日	13,226,348	—	1.2298	—
10月末日	16,120,748	—	1.2636	—
11月末日	17,306,796	—	1.2528	—
12月末日	17,334,002	—	1.2705	—

②【分配の推移】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

	収益率（%）
第1計算期間	2.7
第2計算期間	3.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

	収益率（%）
第1計算期間	6.8
第2計算期間	6.6

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

	収益率（%）
第1計算期間	12.9
第2計算期間	11.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

	設定口数	解約口数
第1計算期間	10,173,838	—
第2計算期間	1,100,943	—

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

	設定口数	解約口数
第1計算期間	5,335,472	—
第2計算期間	7,415,991	68,600

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

	設定口数	解約口数
第1計算期間	5,764,785	—
第2計算期間	8,928,502	1,108,338

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

≪参考情報≫

基準日:2024年12月30日

基準価額・純資産の推移　2022/12/15～2024/12/30

●安定型

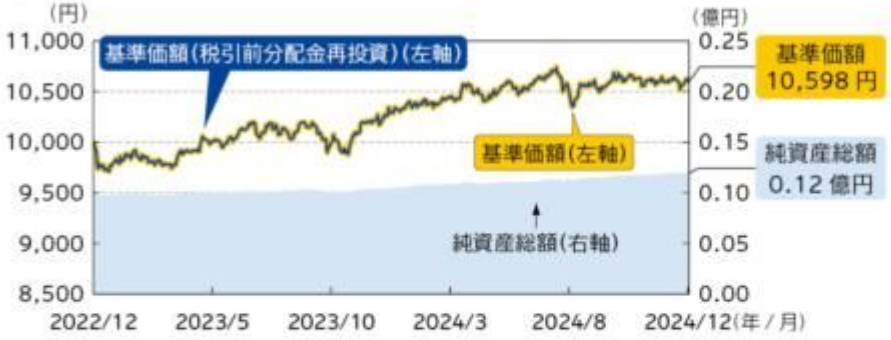

●安定成長型

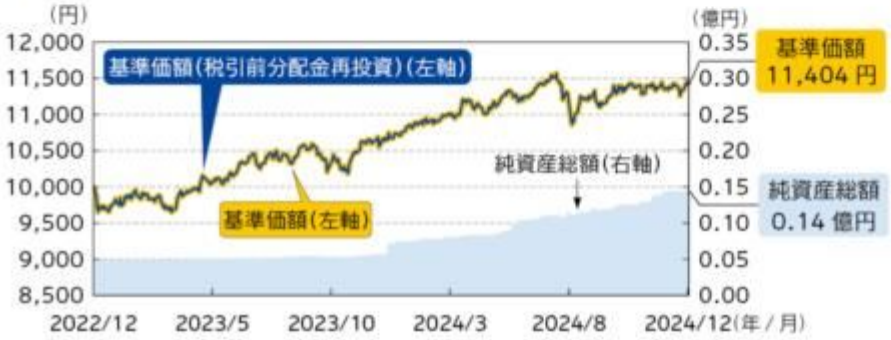

●成長型

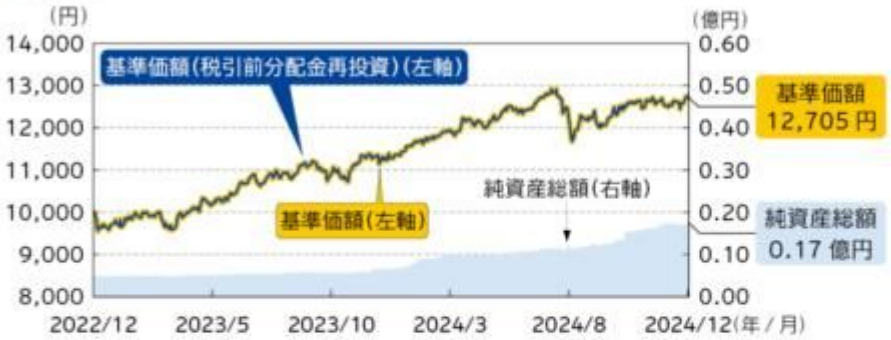

● 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
● 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

●安定型

2023年12月	0円
2024年12月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

●安定成長型

2023年12月	0円
2024年12月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

●成長型

2023年12月	0円
2024年12月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

● 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
● 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
● 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

主要な資産の状況

	安定型	安定成長型	成長型
資産別構成			
資産の種類	純資産比	純資産比	純資産比
損保ジャパン外国債券マザーファンド	35.78%	31.77%	8.02%
損保ジャパン日本債券マザーファンド	22.77%	7.65%	4.30%
ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー(リスク抑制)マザー	18.11%	29.40%	39.71%
損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	7.19%	9.38%	10.26%
ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	2.18%	3.57%	3.36%
ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	2.16%	3.67%	3.40%
損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	4.64%	5.90%	18.13%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	3.00%	3.75%	5.49%
ISHARES GLOBAL REIT ETF	2.91%	3.64%	6.16%
コール・ローン等	1.26%	1.29%	1.18%
合　計	100.00%	100.00%	100.00%

●損保ジャパン外国債券マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘　柄　名	発行国	種　類	通　貨	償還日	純資産比
1	Treasury 2.75 280215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2028/02/15	8.2%
2	Treasury 1.875 260630	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2026/06/30	5.5%
3	Treasury 3.75 300531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2030/05/31	4.6%
4	Treasury 4.0 340215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2034/02/15	4.1%
5	Treasury 4.5 290531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2029/05/31	3.5%
組入銘柄数					151銘柄	

●損保ジャパン日本債券マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘　柄　名	種　類	償還日	純資産比
1	第459回利付国債(2年)	国債証券	2026/04/01	6.4%
2	第465回利付国債(2年)	国債証券	2026/10/01	3.9%
3	第186回利付国債(20年)	国債証券	2043/09/20	3.0%
4	第369回利付国債(10年)	国債証券	2032/12/20	2.9%
5	第183回利付国債(20年)	国債証券	2042/12/20	2.8%
組入銘柄数			115銘柄	

●ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー(リスク抑制)マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘　柄　名	通　貨	発行国／地域	業　種	純資産比
1	APPLE INC	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	6.0%
2	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	4.7%
3	SALESFORCE INC	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	2.9%
4	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ・ドル	アメリカ	ヘルスケア	2.7%
5	AMAZON.COM INC	アメリカ・ドル	アメリカ	一般消費財・サービス	2.7%
組入銘柄数			92銘柄		

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

組入上位5銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	ジャパンリアルエステイト投資法人	オフィスREIT	8.6%
2	日本ビルファンド投資法人	オフィスREIT	7.3%
3	アクティビア・プロパティーズ投資法人	各種REIT	6.0%
4	大和ハウスリート投資法人	各種REIT	5.7%
5	ヒューリックリート投資法人	各種REIT	5.4%
	組入銘柄数		29銘柄

●ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	八十二銀行	銀行業	4.2%
2	日本電信電話	情報・通信業	4.2%
3	旭化成	化学	4.1%
4	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	3.9%
5	東レ	繊維製品	3.9%
	組入銘柄数		44銘柄

●ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	ジェイテクト	機械	4.4%
2	第四北越フィナンシャルグループ	銀行業	3.4%
3	富士通ゼネラル	電気機器	3.3%
4	西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	3.2%
5	ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	3.1%
	組入銘柄数		84銘柄

●損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	Treasury 4.875 260531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2026/05/31	20.0%
2	Treasury 2.75 280215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2028/02/15	9.1%
3	Treasury 4.0 340215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2034/02/15	4.5%
4	Treasury 4.625 310531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2031/05/31	3.9%
5	Treasury 3.75 300531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2030/05/31	2.6%
	組入銘柄数				158銘柄	

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

●安定型

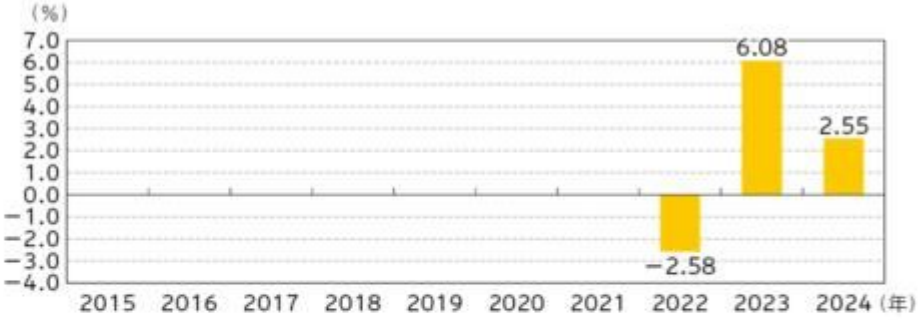

●安定成長型

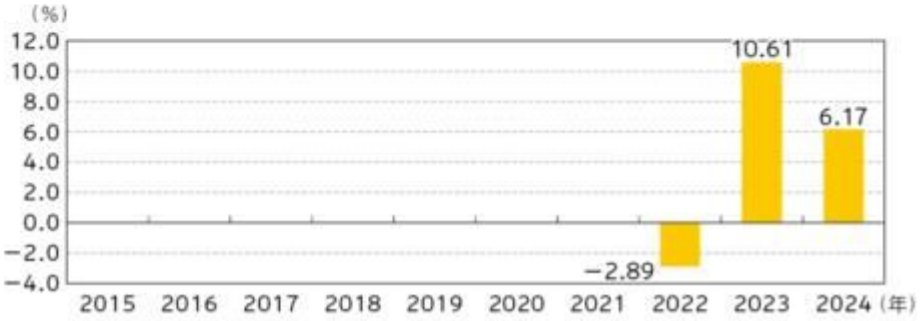

●成長型

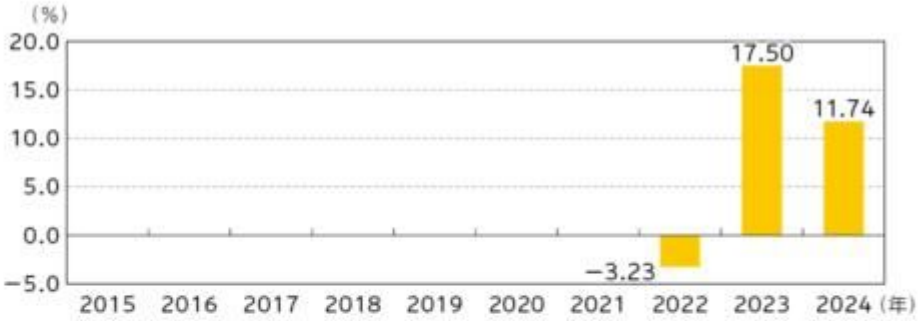

- ファンドの年間収益率は基準価額（税引前分配金再投資）を使用して計算しています。
- 2022年は設定日（12月15日）から年末、2024年は年初から基準日までの収益率です。
- 各ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１） 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

＜取得申込不可日＞
・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日
・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

お申込みの受付は、原則として午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

委託会社は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

（２） 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。

（３） 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額※とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先
ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（４） お申込手数料はありません。

（５） お申込単位は、販売会社が定める単位とします。ファンドは確定拠出年金制度による取得の申込みのみの取扱いとなります。
※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（６） 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権

の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

（1） 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

＜解約申込不可日＞

・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日
・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

一部解約の受付は、原則として午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。

（2） 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（3） 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　４手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（4） 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

（５） 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（６） 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■委託会社の照会先

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

電話番号　　0120-69-5432（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第 52 条第１項、第 54 条第１項、第 55 条第１項および第 57 条第２項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年 12 月 16 日から翌年 12 月 15 日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

（ⅰ）委託会社は、信託期間中において、各ファンドの受益権の口数が 10 億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ⅱ）委託会社は、前記(ⅰ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅲ）前記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(ⅲ)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅳ）前記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ⅴ）前記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(ⅱ)から(ⅳ)までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

（ⅰ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅱ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 53 条の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

（ⅰ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ⅱ）前記（ⅰ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第 53 条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

（ⅰ）委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

（ⅱ）委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第 53 条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

（ⅱ）委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更等

（ⅰ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同

じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥（ｉ）から（vii）までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ii）委託会社は、前記（ｉ）の事項（前記（ｉ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記（ｉ）の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（iii）前記（ii）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（iv）前記（ii）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ｖ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（vi）前記（ii）から（ｖ）までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（vii）前記（ｉ）から（vi）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦　運用報告書に記載すべき事項の提供

（ｉ）委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

（ii）前記（ｉ）の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑧　公告

（ｉ）委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

（ii）前記（ｉ）の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨　関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑩　信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。分配金は自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の日においては一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

＜解約申込不可日＞

・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日

・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

受付は、原則として午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（5）反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、2023 年 12 月 16 日から 2024 年 12 月 16 日までの財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年2月１７日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　重　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　徳　山　勇　樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）〈DC 年金〉の２０２３年１２月１６日から２０２４年１２月１６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）〈DC 年金〉の２０２４年１２月１６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,704	48,607
金銭信託	140,624	－
コール・ローン	－	139,470
投資信託受益証券	450,043	720,822
親投資信託受益証券	9,901,473	11,098,950
流動資産合計	10,496,844	12,007,849
資産合計	10,496,844	12,007,849
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,674	1,897
未払委託者報酬	45,247	50,436
その他未払費用	736	493
流動負債合計	47,657	52,826
負債合計	47,657	52,826
純資産の部		
元本等		
元本	10,173,838	11,274,781
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	275,349	680,242
元本等合計	10,449,187	11,955,023
純資産合計	10,449,187	11,955,023
負債純資産合計	10,496,844	12,007,849

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	第２期 自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
営業収益		
受取配当金	4,665	14,542
受取利息	－	5
有価証券売買等損益	366,493	390,293
為替差損益	8,165	46,268
営業収益合計	379,323	451,108
営業費用		
支払利息	2	1
受託者報酬	3,299	3,714
委託者報酬	88,292	98,584
その他費用	14,688	4,219
営業費用合計	106,281	106,518
営業利益又は営業損失（△）	273,042	344,590
経常利益又は経常損失（△）	273,042	344,590
当期純利益又は当期純損失（△）	273,042	344,590
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	275,349
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,307	60,303
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,307	60,303
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	275,349	680,242

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年 12 月 15 日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を 2024 年 12 月 16 日としております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	第 1 期 2023 年 12 月 15 日現在	第 2 期 2024 年 12 月 16 日現在
1．　受益権の総数	10,173,838 口	11,274,781 口
2．　計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額　1.0271 円 （1 万口当たり純資産額）（10,271 円）	1 口当たり純資産額　1.0603 円 （1 万口当たり純資産額）（10,603 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期 自　2022 年 12 月 15 日 至　2023 年 12 月 15 日	第 2 期 自　2023 年 12 月 16 日 至　2024 年 12 月 16 日
1．その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（1,416 円）、カストディフィー（13,272 円）となっております。	－
2．分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（154,499 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（118,543 円）、信託約款に規定される収益調整金（2,307 円）及び分配準備積立金（0 円）より分配対象収益は 275,349 円（1 万口当たり 270.61 円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（197,568 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（147,022 円）、信託約款に規定される収益調整金（62,610 円）及び分配準備積立金（273,042 円）より分配対象収益は 680,242 円（1 万口当たり 603.30 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自　2022 年 12 月 15 日	第 2 期 自　2023 年 12 月 16 日

	至　2023年12月15日	至　2024年12月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第1期 自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	第2期 自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
期首元本額	10,000,000円	10,173,838円
期中追加設定元本額	173,838円	1,100,943円
期中一部解約元本額	－円	－円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17,540	32,816
親投資信託受益証券	341,304	284,980
合計	358,844	317,796

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	43	2,369.30	

益証券		ISHARES GLOBAL REIT ETF	92	2,313.80	
	ドル　小計		135	4,683.10 (720,822)	
投資信託受益証券　合計			135	720,822 (720,822)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	2,013,570	2,724,561	
		損保ジャパン外国債券マザーファンド	3,081,080	4,321,830	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	265,371	546,929	
		ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	66,783	255,698	
		ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	50,744	255,156	
		損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	301,862	841,561	
		ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	685,803	2,153,215	
親投資信託受益証券　合計			6,465,213	11,098,950	
合計				11,819,772 (720,822)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券　2銘柄	6.03%	6.10%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年2月１７日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　森　重　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　徳　山　勇　樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）〈DC 年金〉の２０２３年１２月１６日から２０２４年１２月１６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）〈DC 年金〉の２０２４年１２月１６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 2023年12月15日現在	第２期 2024年12月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,186	23,593
金銭信託	68,534	－
コール・ローン	－	196,861
投資信託受益証券	359,806	1,089,345
親投資信託受益証券	5,289,551	13,185,435
流動資産合計	5,722,077	14,495,234
資産合計	5,722,077	14,495,234
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	905	1,995
未払委託者報酬	23,609	53,196
その他未払費用	368	516
流動負債合計	24,882	55,707
負債合計	24,882	55,707
純資産の部		
元本等		
元本	5,335,472	12,682,863
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	361,723	1,756,664
元本等合計	5,697,195	14,439,527
純資産合計	5,697,195	14,439,527
負債純資産合計	5,722,077	14,495,234

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	第２期 自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
営業収益		
受取配当金	4,114	16,531
受取利息	－	11
有価証券売買等損益	392,280	599,502
為替差損益	8,382	44,638
営業収益合計	404,776	660,682
営業費用		
支払利息	1	－
受託者報酬	1,700	3,368
委託者報酬	45,159	89,902
その他費用	13,954	22,547
営業費用合計	60,814	115,817
営業利益又は営業損失（△）	343,962	544,865
経常利益又は経常損失（△）	343,962	544,865
当期純利益又は当期純損失（△）	343,962	544,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	3,046
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	361,723
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,761	859,274
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,761	859,274
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	6,152
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	6,152
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	361,723	1,756,664

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年 12 月 15 日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を 2024 年 12 月 16 日としております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	第 1 期 2023 年 12 月 15 日現在		第 2 期 2024 年 12 月 16 日現在	
1．　受益権の総数		5,335,472 口		12,682,863 口
2．　計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	1.0678 円	1 口当たり純資産額	1.1385 円
	（1 万口当たり純資産額）	（10,678 円）	（1 万口当たり純資産額）	（11,385 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期 自　2022 年 12 月 15 日 至　2023 年 12 月 15 日	第 2 期 自　2023 年 12 月 16 日 至　2024 年 12 月 16 日
1．その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（691 円）、カストディフィー（13,263 円）となっております。	その他費用の内訳は、監査費用（1,026 円）、カストディフィー（21,521 円）となっております。
2．分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（107,046 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（236,916 円）、信託約款に規定される収益調整金（17,761 円）及び分配準備積立金（0 円）より分配対象収益は 361,723 円（1 万口当たり 677.94 円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（220,136 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（321,683 円）、信託約款に規定される収益調整金（872,996 円）及び分配準備積立金（341,849 円）より分配対象収益は 1,756,664 円（1 万口当たり 1,385.04 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自　2022 年 12 月 15 日	第 2 期 自　2023 年 12 月 16 日

	至　2023年12月15日	至　2024年12月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第1期 自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	第2期 自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
期首元本額	5,000,000円	5,335,472円
期中追加設定元本額	335,472円	7,415,991円
期中一部解約元本額	－円	68,600円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	15,534	43,618
親投資信託受益証券	369,082	534,086
合計	384,616	577,704

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	65	3,581.50	

益証券		ISHARES GLOBAL REIT ETF	139	3,495.85	
	ドル　小計		204	7,077.35 (1,089,345)	
投資信託受益証券　合計			204	1,089,345 (1,089,345)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	818,835	1,107,965	
		損保ジャパン外国債券マザーファンド	3,311,555	4,645,118	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	408,196	841,291	
		ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	132,611	507,740	
		ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	104,116	523,526	
		損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	476,883	1,329,502	
		ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	1,347,356	4,230,293	
親投資信託受益証券　合計			6,599,552	13,185,435	
合計				14,274,780 (1,089,345)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券　2銘柄	7.54%	7.63%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２５年2月１７日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

取締役会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　重　俊　寛

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　徳　山　勇　樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）〈DC 年金〉の２０２３年１２月１６日から２０２４年１２月１６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）〈DC 年金〉の２０２４年１２月１６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 2023年12月15日現在	第２期 2024年12月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	8,592	24,509
金銭信託	76,064	－
コール・ローン	－	176,134
投資信託受益証券	714,215	2,058,479
親投資信託受益証券	5,738,032	14,948,791
流動資産合計	6,536,903	17,207,913
資産合計	6,536,903	17,207,913
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	939	2,212
未払委託者報酬	25,066	58,865
その他未払費用	377	585
流動負債合計	26,382	61,662
負債合計	26,382	61,662
純資産の部		
元本等		
元本	5,764,785	13,584,949
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	745,736	3,561,302
元本等合計	6,510,521	17,146,251
純資産合計	6,510,521	17,146,251
負債純資産合計	6,536,903	17,207,913

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	第２期 自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
営業収益		
受取配当金	8,415	27,111
受取利息	－	18
有価証券売買等損益	691,529	1,070,419
為替差損益	16,377	97,428
営業収益合計	716,321	1,194,976
営業費用		
支払利息	4	－
受託者報酬	1,754	3,752
委託者報酬	46,744	99,786
その他費用	13,993	34,045
営業費用合計	62,495	137,583
営業利益又は営業損失（△）	653,826	1,057,393
経常利益又は経常損失（△）	653,826	1,057,393
当期純利益又は当期純損失（△）	653,826	1,057,393
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	65,096
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	745,736
剰余金増加額又は欠損金減少額	91,910	1,993,379
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	91,910	1,993,379
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	170,110
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	170,110
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	745,736	3,561,302

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年 12 月 15 日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を 2024 年 12 月 16 日としております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	第 1 期 2023 年 12 月 15 日現在		第 2 期 2024 年 12 月 16 日現在	
1．　受益権の総数		5,764,785 口		13,584,949 口
2．　計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	1.1294 円	1 口当たり純資産額	1.2622 円
	（1 万口当たり純資産額）	（11,294 円）	（1 万口当たり純資産額）	（12,622 円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第 1 期 自　2022 年 12 月 15 日 至　2023 年 12 月 15 日	第 2 期 自　2023 年 12 月 16 日 至　2024 年 12 月 16 日
1．その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（703 円）、カストディフィー（13,290 円）となっております。	その他費用の内訳は、監査費用（1,133 円）、カストディフィー（32,903 円）、その他（9 円）となっております。
2．分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（120,536 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（533,290 円）、信託約款に規定される収益調整金（91,910 円）及び分配準備積立金（0 円）より分配対象収益は 745,736 円（1 万口当たり 1,293.60 円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（253,774 円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（738,523 円）、信託約款に規定される収益調整金（1,990,366 円）及び分配準備積立金（578,639 円）より分配対象収益は 3,561,302 円（1 万口当たり 2,621.47 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 自　2022 年 12 月 15 日	第 2 期 自　2023 年 12 月 16 日

	至　2023年12月15日	至　2024年12月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第1期 自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	第2期 自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
期首元本額	5,000,000円	5,764,785円
期中追加設定元本額	764,785円	8,928,502円
期中一部解約元本額	－円	1,108,338円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2023年12月15日現在	第2期 2024年12月16日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	33,972	67,040
親投資信託受益証券	669,872	868,742
合計	703,844	935,782

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受	ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	114	6,281.40	

益証券		ISHARES GLOBAL REIT ETF	282	7,092.30	
	ドル　小計		396	13,373.70 (2,058,479)	
投資信託受益証券　合計			396	2,058,479 (2,058,479)	
親投資信託受益証券	日本円	損保ジャパン日本債券マザーファンド	551,654	746,443	
		損保ジャパン外国債券マザーファンド	1,001,860	1,405,309	
		損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド	1,502,497	3,096,646	
		ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド	149,384	571,961	
		ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド	115,602	581,281	
		損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド	624,566	1,741,227	
		ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド	2,167,699	6,805,924	
親投資信託受益証券　合計			6,113,262	14,948,791	
合計				17,007,270 (2,058,479)	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	投資信託受益証券　2銘柄	12.01%	12.10%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）／（安定成長型）／（成長型）＜ＤＣ年金＞の主要投資対象の状況は以下のとおりです。
＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	444,918,666	－
コール・ローン	－	403,125,316
株式	35,065,657,950	66,397,217,290
未収利息	－	1,214
流動資産合計	35,510,576,616	66,800,343,820
資産合計	35,510,576,616	66,800,343,820
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	24,207	－
流動負債合計	24,207	－
負債合計	24,207	－
純資産の部		
元本等		
元本	11,079,181,459	17,447,030,740
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	24,431,370,950	49,353,313,080
元本等合計	35,510,552,409	66,800,343,820
純資産合計	35,510,552,409	66,800,343,820
負債純資産合計	35,510,576,616	66,800,343,820

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023年12月15日現在		2024年12月16日現在	
１．　受益権の総数		11,079,181,459口		17,447,030,740口
２．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	１口当たり純資産額	3.2052円	１口当たり純資産額	3.8288円
	（１万口当たり純資産額）	（32,052円）	（１万口当たり純資産額）	（38,288円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。	同左

	流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	15,532,528,426円	11,079,181,459円
同期中追加設定元本額	613,133,805円	8,994,711,965円
同期中一部解約元本額	5,066,480,772円	2,626,862,684円
元本の内訳＊		
損保ジャパン日本興亜ラージキャップ・バリュー・ファンド（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	5,789,399,736円	11,802,042,221円
ハッピーエイジング２０	1,781,214,081円	2,019,077,571円
ハッピーエイジング３０	1,541,801,023円	1,631,332,575円
ハッピーエイジング４０	1,237,817,729円	1,236,396,213円
ハッピーエイジング５０	315,827,842円	308,428,152円
ハッピーエイジング６０	66,758,077円	60,802,494円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０３５	153,699,014円	166,816,402円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０４５	102,032,896円	114,242,140円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０５５	75,154,997円	84,420,799円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０６	15,181,107円	23,123,395円

5 ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	90,892 円	66,783 円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	71,333 円	132,611 円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	132,732 円	149,384 円
計	11,079,181,459 円	17,447,030,740 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023 年 12 月 15 日現在	2024 年 12 月 16 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,272,761,676	1,137,906,126
合計	3,272,761,676	1,137,906,126

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2024 年 12 月 16 日現在

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
大林組	492,300	2,074.00	1,021,030,200	
清水建設	902,900	1,229.00	1,109,664,100	
日揮ホールディングス	1,022,600	1,285.00	1,314,041,000	
キリンホールディングス	904,900	2,100.00	1,900,290,000	
東レ	3,393,600	1,016.50	3,449,594,400	
王子ホールディングス	3,868,800	611.00	2,363,836,800	
旭化成	2,568,100	1,075.00	2,760,707,500	
エア・ウォーター	495,300	1,871.00	926,706,300	
三井化学	341,600	3,271.00	1,117,373,600	
武田薬品工業	265,000	4,108.00	1,088,620,000	
サワイグループホールディングス	514,200	2,032.50	1,045,111,500	
ＡＧＣ	265,000	4,648.00	1,231,720,000	
住友金属鉱山	417,900	3,552.00	1,484,380,800	
ＳＵＭＣＯ	1,222,300	1,136.00	1,388,532,800	

リンナイ	181,500	3,197.00	580,255,500	
ナブテスコ	269,600	2,731.50	736,412,400	
住友重機械工業	418,900	3,253.00	1,362,681,700	
日本精工	2,438,500	675.30	1,646,719,050	
ＴＨＫ	182,700	3,646.00	666,124,200	
マキタ	238,000	4,782.00	1,138,116,000	
オムロン	83,000	4,987.00	413,921,000	
パナソニック　ホールディングス	1,368,400	1,608.50	2,201,071,400	
スタンレー電気	482,600	2,544.50	1,227,975,700	
ローム	304,300	1,383.00	420,846,900	
京セラ	1,080,300	1,530.50	1,653,399,150	
太陽誘電	914,100	2,117.00	1,935,149,700	
デンソー	248,200	2,136.00	530,155,200	
アイシン	612,100	1,722.00	1,054,036,200	
本田技研工業	1,587,200	1,287.50	2,043,520,000	
大阪瓦斯	182,600	3,261.00	595,458,600	
東日本旅客鉄道	417,300	2,763.50	1,153,208,550	
ヤマトホールディングス	931,700	1,757.00	1,636,996,900	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	285,300	7,375.00	2,104,087,500	
日本電信電話	17,904,300	154.90	2,773,376,070	
めぶきフィナンシャルグループ	3,215,600	666.30	2,142,554,280	
ゆうちょ銀行	917,500	1,512.50	1,387,718,750	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	719,300	897.80	645,787,540	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,446,000	1,857.00	2,685,222,000	
三井住友トラストグループ	659,500	3,772.00	2,487,634,000	
三井住友フィナンシャルグループ	608,100	3,760.00	2,286,456,000	
八十二銀行	2,843,400	1,022.00	2,905,954,800	
第一生命ホールディングス	150,300	4,230.00	635,769,000	
三菱地所	1,125,200	2,134.50	2,401,739,400	
綜合警備保障	668,400	1,112.00	743,260,800	
合計	59,158,400		66,397,217,290	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	641,245,881	－
コール・ローン	－	250,553,322
株式	17,024,427,560	21,691,675,060
未収配当金	11,469,000	23,849,100
未収利息	－	755
流動資産合計	17,677,142,441	21,966,078,237
資産合計	17,677,142,441	21,966,078,237
負債の部		
流動負債		
未払金	475,496,098	－
その他未払費用	19,923	－
流動負債合計	475,516,021	－
負債合計	475,516,021	－
純資産の部		
元本等		
元本	4,139,316,922	4,368,469,670
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	13,062,309,498	17,597,608,567
元本等合計	17,201,626,420	21,966,078,237
純資産合計	17,201,626,420	21,966,078,237
負債純資産合計	17,677,142,441	21,966,078,237

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．　受益権の総数	4,139,316,922口	4,368,469,670口
２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額　4.1557円 （1万口当たり純資産額）（41,557円）	1口当たり純資産額　5.0283円 （1万口当たり純資産額）（50,283円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。	同左

	流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,481,268,774円	4,139,316,922円
同期中追加設定元本額	384,565,496円	466,987,197円
同期中一部解約元本額	726,517,348円	237,834,449円
元本の内訳＊		
ハッピーエイジング２０	1,394,676,659円	1,562,400,349円
ハッピーエイジング３０	1,207,189,081円	1,262,430,015円
ハッピーエイジング４０	969,158,425円	956,920,273円
ハッピーエイジング５０	247,276,821円	238,683,071円
ハッピーエイジング６０	52,267,343円	47,050,912円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０３５	120,310,273円	129,111,113円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０４５	78,137,576円	88,413,985円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０５５	58,309,435円	65,335,031円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０６５	11,755,728円	17,854,459円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	73,858円	50,744円

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	57,082 円	104,116 円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	104,641 円	115,602 円
計	4,139,316,922 円	4,368,469,670 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023 年 12 月 15 日現在	2024 年 12 月 16 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△218,610,439	689,940,173
合計	△218,610,439	689,940,173

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2024 年 12 月 16 日現在

銘　柄	株　式　数	評価額		備考
		単　価	金　額	
森永乳業	19,700	2,899.50	57,120,150	
東洋紡	217,400	951.00	206,747,400	
大王製紙	98,800	825.00	81,510,000	
レンゴー	276,700	869.80	240,673,660	
ザ・パック	57,800	3,535.00	204,323,000	
住友精化	19,700	4,690.00	92,393,000	
クレハ	17,500	2,777.00	48,597,500	
東亞合成	227,300	1,503.00	341,631,900	
デンカ	29,600	2,170.00	64,232,000	
日本触媒	128,400	1,857.50	238,503,000	
カネカ	29,600	3,650.00	108,040,000	
ＫＨネオケム	101,700	2,047.00	208,179,900	
日本ゼオン	128,400	1,449.50	186,115,800	
日本化薬	247,000	1,279.50	316,036,500	
三洋化成工業	49,400	4,075.00	201,305,000	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	19,700	3,035.00	59,789,500	

マンダム	148,200	1,299.00	192,511,800	
タカラバイオ	197,600	1,015.00	200,564,000	
日本新薬	29,600	4,185.00	123,876,000	
杏林製薬	31,100	1,452.00	45,157,200	
サワイグループホールディングス	311,300	2,032.50	632,717,250	
共英製鋼	27,200	1,803.00	49,041,600	
山陽特殊製鋼	30,600	1,811.00	55,416,600	
東プレ	123,500	1,952.00	241,072,000	
オーエスジー	158,100	1,760.50	278,335,050	
ジェイテクト	836,000	1,128.00	943,008,000	
不二越	69,100	3,135.00	216,628,500	
スター精密	117,600	1,873.00	220,264,800	
マブチモーター	266,800	2,225.50	593,763,400	
ＥＩＺＯ	206,300	2,227.00	459,430,100	
アンリツ	49,400	1,220.50	60,292,700	
富士通ゼネラル	313,200	2,176.00	681,523,200	
コーセル	199,600	1,163.00	232,134,800	
イリソ電子工業	83,900	2,682.00	225,019,800	
カシオ計算機	49,400	1,297.50	64,096,500	
ニチコン	219,300	1,044.00	228,949,200	
市光工業	385,400	388.00	149,535,200	
トヨタ紡織	306,300	1,991.00	609,843,300	
ユニプレス	48,600	1,049.00	50,981,400	
豊田合成	239,100	2,677.00	640,070,700	
テイ・エス　テック	27,200	1,696.00	46,131,200	
シチズン時計	48,600	914.00	44,420,400	
メニコン	40,500	1,488.00	60,264,000	
福山通運	29,600	3,740.00	110,704,000	
テレビ朝日ホールディングス	30,600	2,319.00	70,961,400	
第一興商	111,600	1,842.50	205,623,000	
日本ライフライン	395,300	1,345.00	531,678,500	
シークス	199,600	1,144.00	228,342,400	
ＰＡＬＴＡＣ	12,800	4,354.00	55,731,200	
トラスコ中山	192,700	2,331.00	449,183,700	
スズケン	18,500	4,741.00	87,708,500	
セリア	174,900	2,698.00	471,880,200	

アルペン	49,400	2,023.00	99,936,200	
ドトール・日レスホールディングス	38,500	2,328.00	89,628,000	
ユナイテッドアローズ	122,500	2,683.00	328,667,500	
コメリ	61,200	3,280.00	200,736,000	
青山商事	106,700	2,282.00	243,489,400	
イズミ	75,100	3,191.00	239,644,100	
平和堂	49,400	2,295.00	113,373,000	
ゼビオホールディングス	228,200	1,160.00	264,712,000	
ケーズホールディングス	459,500	1,404.00	645,138,000	
バローホールディングス	29,600	2,170.00	64,232,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	395,300	1,652.50	653,233,250	
九州フィナンシャルグループ	69,100	716.60	49,517,060	
西日本フィナンシャルホールディングス	350,800	2,078.00	728,962,400	
第四北越フィナンシャルグループ	259,500	2,902.00	753,069,000	
ひろぎんホールディングス	335,000	1,170.00	391,950,000	
十六フィナンシャルグループ	11,800	4,370.00	51,566,000	
群馬銀行	69,100	1,113.50	76,942,850	
滋賀銀行	100,800	3,835.00	386,568,000	
百五銀行	373,500	629.00	234,931,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	360,700	1,936.50	698,495,550	
山陰合同銀行	375,500	1,247.00	468,248,500	
北洋銀行	1,180,900	470.00	555,023,000	
日本M&Aセンターホールディングス	889,400	661.10	587,982,340	
綜合警備保障	90,900	1,112.00	101,080,800	
H．U．グループホールディングス	69,100	2,610.00	180,351,000	
ビー・エム・エル	79,000	3,035.00	239,765,000	
エン・ジャパン	185,700	2,167.00	402,411,900	
ベルシステム２４ホールディングス	160,100	1,280.00	204,928,000	
ソラスト	469,400	472.00	221,556,800	
カナモト	60,200	3,380.00	203,476,000	
合計	14,503,700		21,691,675,060	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	21,934,471	3,746,228
金銭信託	30,262,438	－
コール・ローン	－	14,331,578
株式	1,412,259,282	1,830,162,791
投資証券	9,821,342	15,220,339
未収配当金	2,103,954	1,750,177
未収利息	－	43
流動資産合計	1,476,381,487	1,865,211,156
資産合計	1,476,381,487	1,865,211,156
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	1,122	－
流動負債合計	1,122	－
負債合計	1,122	－
純資産の部		
元本等		
元本	570,926,575	594,081,240
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	905,453,790	1,271,129,916
元本等合計	1,476,380,365	1,865,211,156
純資産合計	1,476,380,365	1,865,211,156
負債純資産合計	1,476,381,487	1,865,211,156

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023 年 12 月 15 日現在		2024 年 12 月 16 日現在	
1． 受益権の総数		570,926,575 口		594,081,240 口
2． 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	2.5859 円	1 口当たり純資産額	3.1397 円
	(1 万口当たり純資産額)	(25,859 円)	(1 万口当たり純資産額)	(31,397 円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022 年 12 月 15 日 至 2023 年 12 月 15 日	自 2023 年 12 月 16 日 至 2024 年 12 月 16 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバ	同左

	ティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としてお	同左

	ります。	

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	621,534,200円	570,926,575円
同期中追加設定元本額	164,645,882円	131,648,090円
同期中一部解約元本額	215,253,507円	108,493,425円
元本の内訳＊		
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０３５	168,197,665円	162,270,369円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０４５	173,189,449円	168,195,665円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０５５	187,525,869円	200,319,984円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０６５	39,683,261円	59,094,364円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	714,403円	685,803円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	641,493円	1,347,356円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	974,435円	2,167,699円
計	570,926,575円	594,081,240円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	102,814,838	48,562,902
投資証券	808,830	4,645
合計	103,623,668	48,567,547

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2024年12月16日現在

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	

ドル	CHEVRON CORP	520	153.87	80,012.40	
	AMCOR PLC	8,620	9.90	85,338.00	
	AVERY DENNISON CORPORATION	390	195.14	76,104.60	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	940	75.67	71,129.80	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	490	364.50	178,605.00	
	3M CO	600	129.92	77,952.00	
	LOCKHEED MARTIN CORPORAT	50	494.65	24,732.50	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	740	297.20	219,928.00	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	1,570	82.80	129,996.00	
	UNION PACIFIC CORP	760	234.98	178,584.80	
	UNITED PARCEL SERVICE-CLB	1,360	128.76	175,113.60	
	NIKE INC -CL B	1,920	77.25	148,320.00	
	ALPHABET INC-CL A	1,540	189.82	292,322.80	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	250	620.35	155,087.50	
	AMAZON.COM INC	1,450	227.46	329,817.00	
	HOME DEPOT INC	747	416.98	311,484.06	
	ROSS STORES INC	530	153.53	81,370.90	
	TJX COMPANIES INC	550	124.85	68,667.50	
	ULTA BEAUTY INC	240	424.11	101,786.40	
	SYSCO CORP	2,250	79.96	179,910.00	
	WAL-MART STORES INC	3,360	94.25	316,680.00	
	COCA-COLA COMPANY	2,990	63.12	188,728.80	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	2,130	93.44	199,027.20	
	ESTEE LAUDER COMPANIES INC	290	80.04	23,211.60	
	CVS HEALTH CORPORATION	2,330	49.37	115,032.10	
	MEDTRONIC INC	2,630	82.48	216,922.40	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	710	55.78	39,603.80	
	JOHNSON & JOHNSON	2,263	146.62	331,801.06	
	MERCK & CO.INC.	620	102.00	63,240.00	
	CITIGROUP INC	650	71.01	46,156.50	
	JP MORGAN CHASE & CO	590	239.94	141,564.60	
	TRUIST FINANCIAL CORP	2,870	45.78	131,388.60	
	S&P GLOBAL INC	390	505.75	197,242.50	
	VISA INC-CLASS A SHARES	966	314.74	304,038.84	
	ALLSTATE CORP	800	196.26	157,008.00	
	AON CORP	300	361.19	108,357.00	

	MARSH&MCLENNAN COS	990	215.07	212,919.30	
	ACCENTURE PLC-CL A	620	358.68	222,381.60	
	ADOBE SYSTEMS INC	690	465.69	321,326.10	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	260	99.24	25,802.40	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	270	306.75	82,822.50	
	INTUIT INC	70	656.45	45,951.50	
	MICROSOFT CORP	1,320	447.27	590,396.40	
	SALESFORCE INC	1,030	354.31	364,939.30	
	APPLE INC	2,820	248.13	699,726.60	
	CISCO SYSTEMS INC	1,550	58.62	90,861.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	3,740	42.28	158,127.20	
	DOMINION RESOURCE INC/VA	610	54.04	32,964.40	
	EDISON INTERNATIONAL	920	81.89	75,338.80	
	EXELON CORP	520	36.87	19,172.40	
	NEXTERA ENERGY INC	1,320	73.62	97,178.40	
	INTEL CORP	3,430	20.34	69,766.20	
	NVIDIA CORP	2,350	134.25	315,487.50	
	QUALCOMM INCORPORATED	870	158.53	137,921.10	
	TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED	390	191.59	74,720.10	
ドル　小計		73,176		9,184,068.66 (1,413,611,848)	
カナダドル	TC ENERGY CORP	2,100	66.11	138,831.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	600	47.54	28,524.00	
カナダドル　小計		2,700		167,355.00 (18,112,831)	
ユーロ	NESTE OIL OYJ	3,720	12.64	47,039.40	
	TOTAL SA	2,127	53.36	113,496.72	
	AIR LIQUIDE SA	140	159.70	22,358.00	
	BASF AG	2,330	44.60	103,929.65	
	VINCI S.A.	1,040	101.20	105,248.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	149	639.00	95,211.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	952	51.22	48,761.44	
	HEINEKEN NV	260	70.40	18,304.00	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	3,258	24.53	79,918.74	
	SANOFI	1,960	89.17	174,773.20	
	ALLIANZ AG-REG	130	302.10	39,273.00	

	MUENCHENER RUECKVER AG-RE	198	517.40	102,445.20	
	SAP SE	590	241.05	142,219.50	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,340	33.02	44,246.80	
ユーロ　小計		18,194		1,137,224.65 (184,128,043)	
ポンド	RIO TINTO PLC	2,110	49.00	103,390.00	
	PERSIMMON PLC	1,800	12.66	22,797.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	1,810	29.92	54,155.20	
	DIAGEO PLC	890	26.18	23,304.65	
	GSK PLC	5,293	13.29	70,370.43	
ポンド　小計		11,903		274,017.28 (53,282,660)	
スイスフラン	GEBERIT AG-REG	60	538.20	32,292.00	
	NESTLE SA-REGISTERED-B	690	75.18	51,874.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	511	253.20	129,385.20	
	SWISS RE LTD	220	133.55	29,381.00	
スイスフラン　小計		1,481		242,932.40 (41,937,420)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	4,350	341.70	1,486,395.00	
スウェーデンクローナ　小計		4,350		1,486,395.00 (20,883,849)	
ノルウェークローネ	TELENOR ASA	7,345	127.30	935,018.50	
ノルウェークローネ　小計		7,345		935,018.50 (12,921,955)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	2,504	754.00	1,888,016.00	
デンマーククローネ　小計		2,504		1,888,016.00 (40,988,827)	
オーストラリアドル	BHP BILLITON LTD	2,500	41.17	102,925.00	
	WESTPAC BANKING CORP	1,974	32.17	63,503.58	
オーストラリアドル　小計		4,474		166,428.58 (16,314,993)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS	7,000	42.45	297,150.00	
香港ドル　小計		7,000		297,150.00 (5,880,598)	
シンガポールド	OVERSEA-CHINESE BANKING	6,200	16.76	103,912.00	

ル	UNITED OVERSEAS BANK LTD	2,400	37.35	89,640.00	
シンガポールドル　小計		8,600		193,552.00 (22,099,767)	
合計		141,727		1,830,162,791 (1,830,162,791)	

（２）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ドル	DIGITAL REALTY TRUST INC	210	38,858.40	
		PUBLIC STORAGE	80	25,409.60	
	ドル　合計		290	64,268.00 (9,892,130)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	18,300	46,665.00	
	シンガポールドル　合計		18,300	46,665.00 (5,328,209)	
合計			18,590	15,220,339 (15,220,339)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	株式	55銘柄	75.79%	—	77.14%
	投資証券	2銘柄	—	0.53%	
カナダドル	株式	2銘柄	0.97%	—	0.98%
ユーロ	株式	14銘柄	9.87%	—	9.98%
ポンド	株式	5銘柄	2.86%	—	2.89%
スイスフラン	株式	4銘柄	2.25%	—	2.27%
スウェーデンクローナ	株式	1銘柄	1.12%	—	1.13%
ノルウェークローネ	株式	1銘柄	0.69%	—	0.70%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	2.20%	—	2.22%
オーストラリアドル	株式	2銘柄	0.87%	—	0.88%
香港ドル	株式	1銘柄	0.32%	—	0.32%
シンガポールドル	株式	2銘柄	1.18%	—	1.49%
	投資証券	1銘柄	—	0.29%	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	329,667,063	－
コール・ローン	－	363,089,456
国債証券	22,254,485,700	23,138,826,300
地方債証券	986,798,000	676,673,000
特殊債券	846,361,467	432,273,262
社債券	4,651,803,000	8,401,763,000
未収利息	44,022,951	73,138,786
前払費用	10,210,351	20,159,272
流動資産合計	29,123,348,532	33,105,923,076
資産合計	29,123,348,532	33,105,923,076
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	13,841	－
流動負債合計	13,841	－
負債合計	13,841	－
純資産の部		
元本等		
元本	21,059,086,462	24,466,336,326
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	8,064,248,229	8,639,586,750
元本等合計	29,123,334,691	33,105,923,076
純資産合計	29,123,334,691	33,105,923,076
負債純資産合計	29,123,348,532	33,105,923,076

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．受益権の総数	21,059,086,462口	24,466,336,326口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3829円 （1万口当たり純資産額） （13,829円）	1口当たり純資産額 1.3531円 （1万口当たり純資産額） （13,531円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク	同左

	必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	17,765,912,524円	21,059,086,462円
同期中追加設定元本額	4,563,711,547円	5,046,173,876円
同期中一部解約元本額	1,270,537,609円	1,638,924,012円
元本の内訳＊		
ＳＯＭＰＯターゲット・リターン戦略ファンド（２％コース）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	30,036,856円	26,470,833円
ＳＯＭＰＯターゲット・リターン戦略ファンド（４％コース）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	56,128,740円	57,224,876円
損保ジャパン国内債券ファンド（適格機関投資家専用）	2,025,107,993円	2,018,911,969円
マルチアセット戦略ファンド（４％型）（非課税適格機関投資家専用）	223,109,184円	655,282,877円
損保ジャパン日本債券ファンド	979,959,498円	947,958,600円
ハッピーエイジング２０	328,632,125円	430,584,576円
ハッピーエイジング３０	1,344,908,688円	1,644,513,587円
ハッピーエイジング４０	6,322,425,548円	7,297,799,947円
ハッピーエイジング５０	4,511,252,274円	5,130,290,830円
ハッピーエイジング６０	2,883,402,168円	3,033,734,868円

好配当グローバルＲＥＩＴプレミアム・ファンド　通貨セレクトコース	117,069,971円	100,588,016円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０３５	1,478,445,266円	2,031,205,550円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０４５	538,357,008円	759,210,442円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０５５	207,236,854円	309,564,500円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０６５	10,802,871円	19,610,796円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	1,712,681円	2,013,570円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	313,254円	818,835円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	185,483円	551,654円
計	21,059,086,462円	24,466,336,326円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△195,492,700	△74,686,700
地方債証券	△3,924,000	△3,328,000
特殊債券	△6,623,633	△2,449,638
社債券	△18,954,000	△15,647,000
合計	△224,994,333	△96,111,338

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	銘　柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第４５９回利付国債（２年）	2,150,000,000	2,141,873,000	
	第４６０回利付国債（２年）	50,000,000	49,857,000	
	第４６５回利付国債（２年）	1,300,000,000	1,296,191,000	

	第１５５回利付国債（５年）	250,000,000	247,855,000	
	第１５６回利付国債（５年）	500,000,000	494,235,000	
	第１６５回利付国債（５年）	850,000,000	838,049,000	
	第１７３回利付国債（５年）	570,000,000	566,979,000	
	第１４回利付国債（４０年）	160,000,000	93,969,600	
	第１５回利付国債（４０年）	100,000,000	64,531,000	
	第１６回利付国債（４０年）	330,000,000	232,557,600	
	第３５１回利付国債（１０年）	430,000,000	422,324,500	
	第３６０回利付国債（１０年）	150,000,000	144,736,500	
	第３６７回利付国債（１０年）	400,000,000	381,784,000	
	第３６８回利付国債（１０年）	150,000,000	142,695,000	
	第３６９回利付国債（１０年）	1,000,000,000	971,570,000	
	第３７１回利付国債（１０年）	950,000,000	910,299,500	
	第３７３回利付国債（１０年）	620,000,000	600,494,800	
	第３７４回利付国債（１０年）	640,000,000	628,889,600	
	第３７５回利付国債（１０年）	800,000,000	805,192,000	
	第３８回利付国債（３０年）	100,000,000	100,413,000	
	第４３回利付国債（３０年）	240,000,000	234,168,000	
	第４８回利付国債（３０年）	310,000,000	282,713,800	
	第４９回利付国債（３０年）	160,000,000	145,475,200	
	第５３回利付国債（３０年）	250,000,000	189,280,000	
	第５５回利付国債（３０年）	50,000,000	39,314,500	
	第５８回利付国債（３０年）	300,000,000	232,878,000	
	第６０回利付国債（３０年）	510,000,000	401,844,300	
	第６８回利付国債（３０年）	20,000,000	14,012,800	
	第７１回利付国債（３０年）	90,000,000	63,765,900	
	第７２回利付国債（３０年）	100,000,000	70,462,000	
	第７４回利付国債（３０年）	100,000,000	75,931,000	
	第７５回利付国債（３０年）	180,000,000	147,193,200	
	第７６回利付国債（３０年）	100,000,000	83,548,000	
	第７７回利付国債（３０年）	380,000,000	332,420,200	
	第７８回利付国債（３０年）	250,000,000	207,730,000	
	第８０回利付国債（３０年）	80,000,000	72,886,400	
	第８２回利付国債（３０年）	130,000,000	118,012,700	
	第８３回利付国債（３０年）	520,000,000	515,387,600	
	第１１３回利付国債（２０年）	180,000,000	191,649,600	

	第１３１回利付国債（２０年）	30,000,000	31,843,500	
	第１４８回利付国債（２０年）	50,000,000	52,228,000	
	第１４９回利付国債（２０年）	540,000,000	562,950,000	
	第１５０回利付国債（２０年）	320,000,000	330,057,600	
	第１５１回利付国債（２０年）	160,000,000	161,732,800	
	第１５２回利付国債（２０年）	70,000,000	70,612,500	
	第１５３回利付国債（２０年）	260,000,000	264,274,400	
	第１５４回利付国債（２０年）	580,000,000	582,494,000	
	第１５９回利付国債（２０年）	150,000,000	138,733,500	
	第１６２回利付国債（２０年）	100,000,000	91,290,000	
	第１６６回利付国債（２０年）	510,000,000	463,462,500	
	第１６７回利付国債（２０年）	310,000,000	272,536,500	
	第１６８回利付国債（２０年）	510,000,000	439,727,100	
	第１６９回利付国債（２０年）	180,000,000	152,001,000	
	第１７０回利付国債（２０年）	810,000,000	680,213,700	
	第１７１回利付国債（２０年）	200,000,000	167,018,000	
	第１７６回利付国債（２０年）	800,000,000	670,480,000	
	第１８０回利付国債（２０年）	1,060,000,000	916,211,000	
	第１８２回利付国債（２０年）	130,000,000	117,279,500	
	第１８３回利付国債（２０年）	1,000,000,000	944,950,000	
	第１８４回利付国債（２０年）	70,000,000	62,706,700	
	第１８６回利付国債（２０年）	1,060,000,000	1,009,035,200	
	第１８７回利付国債（２０年）	220,000,000	201,847,800	
	第１８８回利付国債（２０年）	210,000,000	201,971,700	
国債証券　合計		24,780,000,000	23,138,826,300	
地方債証券	第８０７回東京都公募公債	400,000,000	384,616,000	
	令和２年度第１０回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	192,416,000	
	第１５回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	99,641,000	
地方債証券　合計		700,000,000	676,673,000	
特殊債券	第３回地方公共団体金融機構債券（１５年）	300,000,000	304,404,000	
	第７８回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	81,348,000	
	第５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,840,000	16,174,224	
	第６５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,291,000	30,347,038	
特殊債券　合計		446,131,000	432,273,262	
社債券	第１回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付	100,000,000	100,057,000	

	第１７回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付非	100,000,000	99,312,000	
	第１５回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条項付非上	300,000,000	298,146,000	
	第１０回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期限前償還	100,000,000	99,980,000	
	第１回アサヒホールディングス株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	200,048,000	
	第２回不二製油グループ本社株式会社利払繰延条項・期限前償還条	100,000,000	99,377,000	
	第１回帝人株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債	100,000,000	95,977,000	
	第３回日本酸素ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	300,000,000	297,579,000	
	第２回武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	300,000,000	300,735,000	
	第３回アステラス製薬株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	300,000,000	297,627,000	
	第１１回住友三井オートサービス株式会社無担保社債（社債間限定	300,000,000	295,212,000	
	ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社第１回利払繰延条項・期限前	200,000,000	197,594,000	
	第４回ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	198,118,000	
	第１回ジェイエフイーホールディングス無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	195,314,000	
	第１回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	200,000,000	197,880,000	
	第２回パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	96,817,000	
	第２４回パナソニック　ホールディングス株式会社無担保社債（社	300,000,000	296,091,000	
	第２７回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特	300,000,000	296,979,000	
	第３回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無	200,000,000	196,308,000	
	第４回株式会社かんぽ生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	99,158,000	
	第１回ニプロ利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	99,791,000	
	第２４回イオン株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（	200,000,000	196,900,000	
	第１７回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債（日本電信電話保	200,000,000	196,398,000	
	第３６回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順	400,000,000	397,508,000	
	第４０回東京センチュリー株式会社無担保社債（社債間限定同順位	100,000,000	98,585,000	
	第２７回ＳＢＩホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	200,000,000	199,992,000	

	第３７回ＳＢＩホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定	300,000,000	296,898,000	
	第１回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	99,929,000	
	第６回オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	99,232,000	
	第７回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債（社債間限定同順	200,000,000	197,314,000	
	第２回株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,962,000	
	第６回東日本旅客鉄道株式会社サステナビリティボンド・無担保普	100,000,000	96,829,000	
	第３０回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特	200,000,000	206,372,000	
	第１回株式会社商船三井利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100,231,000	
	第１回関西電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	197,880,000	
	第５６２回関西電力株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	194,348,000	
	第１回中国電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	92,691,000	
	第１回東北電力株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	200,000,000	200,736,000	
	第１回九州電力株式会社利払繰延条項・期限前	200,000,000	199,934,000	
	第６５回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	200,000,000	197,184,000	
	第２２回株式会社ＪＥＲＡ無担保社債（社債間限定同順位特約付）	300,000,000	297,345,000	
	第５回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債（社債間	200,000,000	194,770,000	
	第３回第一生命ホールディングス永久社債（劣後特約付）	200,000,000	187,396,000	
	第３回Ａ号富国生命劣後ＦＲ	200,000,000	196,794,000	
	大樹生命保険株式会社第１回利払繰延条項・期限前	100,000,000	98,435,000	
社債券　合計		8,500,000,000	8,401,763,000	
合計			32,649,535,562	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

損保ジャパン外国債券マザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	10,583,723	37,428,841
金銭信託	1,082,987	－
コール・ローン	－	2,705,121
国債証券	1,429,506,158	1,708,443,866
派生商品評価勘定	46,804,668	－
未収利息	9,270,606	12,490,131
前払費用	1,344,730	2,002,047
流動資産合計	1,498,592,872	1,763,070,006
資産合計	1,498,592,872	1,763,070,006
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	39,752,253
未払金	－	629,914
その他未払費用	247	－
流動負債合計	247	40,382,167
負債合計	247	40,382,167
純資産の部		
元本等		
元本	1,041,112,059	1,228,080,925
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	457,480,566	494,606,914
元本等合計	1,498,592,625	1,722,687,839
純資産合計	1,498,592,625	1,722,687,839
負債純資産合計	1,498,592,872	1,763,070,006

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023 年 12 月 15 日現在		2024 年 12 月 16 日現在	
１．　受益権の総数		1,041,112,059 口		1,228,080,925 口
２．　計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	1.4394 円	1 口当たり純資産額	1.4027 円
	（1 万口当たり純資産額）	（14,394 円）	（1 万口当たり純資産額）	（14,027 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022 年 12 月 15 日 至　2023 年 12 月 15 日	自　2023 年 12 月 16 日 至　2024 年 12 月 16 日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融	同左

	商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,230,514,262円	1,041,112,059円
同期中追加設定元本額	414,172,571円	944,585,930円
同期中一部解約元本額	603,574,774円	757,617,064円
元本の内訳＊		
ＳＯＭＰＯターゲット・リターン戦略ファンド（２％コース）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	20,486,857円	14,310,282円
ＳＯＭＰＯターゲット・リターン戦略ファンド（４％コース）（ＦｏＦｓ用）（適格機関投資家専用）	38,836,526円	34,966,003円
マルチアセット戦略ファンド（４％型）（非課税適格機関投資家専用）	159,481,334円	396,089,771円
損保ジャパン外国債券ファンド	817,994,945円	775,320,374円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	2,696,810円	3,081,080円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	1,306,280円	3,311,555円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	309,307円	1,001,860円
計	1,041,112,059円	1,228,080,925円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	30,154,031	10,671,617
合計	30,154,031	10,671,617

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2023年12月15日　現在				2024年12月16日　現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,440,697,136	－	1,393,892,468	46,804,668	1,702,796,207	－	1,742,548,460	△39,752,253
ドル	660,169,575	－	636,343,012	23,826,563	786,063,486	－	805,468,575	△19,405,089
カナダドル	32,728,181	－	31,851,067	877,114	41,245,837	－	41,680,280	△434,443
メキシコペソ	15,929,216	－	15,544,937	384,279	13,399,800	－	13,963,392	△563,592
ユーロ	473,084,307	－	459,038,250	14,046,057	528,949,318	－	541,317,189	△12,367,871
ポンド	73,504,997	－	71,482,676	2,022,321	91,589,543	－	93,398,393	△1,808,850
スウェーデン	6,187,940	－	6,093,736	94,204	5,000,427	－	5,116,460	△116,033

クローナ								
ノルウェークローネ	3,016,672	—	2,985,997	30,675	3,105,299	—	3,167,468	△62,169
デンマーククローネ	7,784,676	—	7,553,925	230,751	5,631,273	—	5,764,140	△132,867
ポーランドズロチ	13,737,403	—	13,425,202	312,201	9,146,500	—	9,448,425	△301,925
オーストラリアドル	30,181,290	—	29,483,728	697,562	22,983,851	—	23,064,657	△80,806
シンガポールドル	19,398,403	—	18,813,414	584,989	19,837,566	—	20,275,232	△437,666
オフショア人民元	104,974,476	—	101,276,524	3,697,952	175,843,307	—	179,884,249	△4,040,942
合計	1,440,697,136	—	1,393,892,468	46,804,668	1,702,796,207	—	1,742,548,460	△39,752,253

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 1.25 310815	60,000	49,399.21	
		Treasury 1.5 270131	40,000	37,785.93	
		Treasury 1.5 300215	10,000	8,728.12	
		Treasury 1.625 310515	10,000	8,505.07	
		Treasury 1.75 291115	180,000	160,439.06	
		Treasury 1.75 410815	70,000	46,355.85	
		Treasury 1.875 260630	610,000	588,578.51	
		Treasury 2.0 261115	110,000	105,475.39	
		Treasury 2.0 510815	30,000	17,700.00	

		Treasury 2.25 270215	240,000	230,203.12	
		Treasury 2.25 270815	300,000	285,246.09	
		Treasury 2.375 290515	140,000	129,505.46	
		Treasury 2.375 510515	10,000	6,480.85	
		Treasury 2.75 280215	920,000	879,570.31	
		Treasury 2.75 421115	200,000	152,898.43	
		Treasury 2.75 470815	50,000	36,074.21	
		Treasury 2.875 430515	60,000	46,448.43	
		Treasury 3.0 441115	15,000	11,644.92	
		Treasury 3.0 450515	90,000	69,577.73	
		Treasury 3.0 470215	40,000	30,398.43	
		Treasury 3.0 480215	60,000	45,166.40	
		Treasury 3.0 520815	80,000	59,190.62	
		Treasury 3.5 390215	50,000	44,699.21	
		Treasury 3.75 300531	510,000	496,911.32	
		Treasury 4.0 340215	460,000	446,307.81	
		Treasury 4.0 521115	110,000	98,677.73	
		Treasury 4.125 321115	10,000	9,860.15	
		Treasury 4.5 290531	370,000	373,555.47	
		Treasury 4.5 331115	10,000	10,083.20	
		Treasury 4.625 310531	10,000	10,169.14	
		Treasury 4.625 400215	90,000	90,397.26	
		Treasury 4.75 531115	290,000	295,346.87	
		Treasury 4.875 260531	150,000	151,265.62	
		Treasury 6.125 271115	85,000	89,452.53	
	ドル　合計		5,470,000	5,122,098.45 (788,393,393)	
	カナダドル	CANADA 0.5 301201	290,000	250,259.55	
		CANADA 3.5 451201	20,000	20,769.43	
		CANADA 5.0 370601	28,000	33,121.66	
		CANADA 5.75 290601	69,000	77,153.72	
	カナダドル　合計		407,000	381,304.36 (41,268,570)	
	メキシコペソ	MEXICO 8.5 290531	1,160,000	1,109,284.80	
		MEXICO 8.5 381118	770,000	671,047.30	
	メキシコペソ　合計		1,930,000	1,780,332.10	

				(13,632,893)	
	ユーロ	AUSTRIA 0.75 261020	60,000	58,520.40	
		AUSTRIA 3.8 620126	10,000	11,995.52	
		AUSTRIA 4.15 370315	60,000	68,462.99	
		BELGIUM 0.8 270622	70,000	67,699.45	
		BELGIUM 3.0 340622	20,000	20,380.50	
		BELGIUM 4.25 410328	30,000	34,106.22	
		BELGIUM 5.0 350328	20,000	23,769.48	
		BELGIUM 5.5 280328	37,000	40,723.38	
		FINLAND 0.75 310415	80,000	72,200.00	
		FRA 0.75 281125	20,000	18,729.50	
		FRANCE 0.0 270225	10,000	9,527.84	
		FRANCE 0.0 291125	20,000	17,665.08	
		FRANCE 0.25 261125	30,000	28,905.39	
		FRANCE 0.75 520525	80,000	42,047.76	
		FRANCE 1.0 270525	10,000	9,707.12	
		FRANCE 1.25 340525	100,000	85,927.60	
		FRANCE 2.0 321125	10,000	9,398.69	
		FRANCE 2.75 271025	95,000	96,182.18	
		FRANCE 3.0 330525	40,000	40,256.72	
		FRANCE 3.25 450525	40,000	39,177.00	
		FRANCE 3.5 331125	40,000	41,697.16	
		FRANCE 4.0 381025	5,000	5,421.60	
		FRANCE 4.0 550425	40,000	43,245.28	
		FRANCE 4.0 600425	20,000	21,712.39	
		FRANCE 4.5 410425	180,000	206,434.80	
		FRANCE 5.75 321025	30,000	36,112.74	
		GERMANY 0 310215	10,000	8,837.04	
		GERMANY 0.0 261009	70,000	67,553.85	
		GERMANY 0.0 310815	20,000	17,478.16	
		GERMANY 0.0 500815	80,000	43,209.28	
		GERMANY 0.25 290215	10,000	9,327.73	
		GERMANY 0.5 280215	90,000	86,092.20	
		GERMANY 1.7 320815	10,000	9,714.41	
		GERMANY 2.2 340215	70,000	69,890.52	
		GERMANY 2.3 330215	10,000	10,104.64	

		GERMANY 2.5 460815	70,000	70,370.16	
		GERMANY 2.5 540815	70,000	70,384.44	
		GERMANY 2.6 330815	10,000	10,321.15	
		GERMANY 4.0 370104	50,000	58,413.00	
		IRELAND 1.0 260515	60,000	59,034.48	
		IRELAND 2.0 450218	20,000	17,674.48	
		ITALY 0.95 320601	20,000	17,275.20	
		ITALY 2.0 251201	68,000	67,789.20	
		ITALY 2.2 270601	170,000	169,500.20	
		ITALY 2.45 330901	50,000	47,412.30	
		ITALY 2.7 470301	140,000	117,692.68	
		ITALY 2.8 281201	30,000	30,318.66	
		ITALY 2.8 670301	30,000	23,886.96	
		ITALY 3.25 460901	20,000	18,452.47	
		ITALY 3.85 340701	70,000	73,234.63	
		ITALY 4.0 370201	45,000	47,690.10	
		ITALY 4.5 531001	100,000	109,412.60	
		ITALY 4.75 440901	20,000	22,681.76	
		ITALY 5.0 400901	5,000	5,775.50	
		NETHERLANDS 0.5 260715	10,000	9,756.50	
		NETHERLANDS 2.5 330115	80,000	80,787.92	
		NETHERLANDS 2.75 470115	30,000	30,793.86	
		NETHERLANDS 4.0 370115	20,000	22,958.56	
		NETHERLANDS 5.5 280115	20,000	21,994.00	
		OBRIGACOES 1.95 290615	20,000	19,820.70	
		OBRIGACOES 2.25 340418	20,000	19,416.00	
		OBRIGACOES 2.875 260721	10,000	10,117.05	
		OBRIGACOES 4.1 450215	20,000	22,774.00	
		SPAIN 0.5 311031	250,000	217,126.00	
		SPAIN 1.5 270430	30,000	29,512.65	
		SPAIN 2.15 251031	20,000	19,960.60	
		SPAIN 3.45 341031	70,000	73,199.00	
		SPAIN 3.45 660730	40,000	38,748.00	
		SPAIN 4.0 541031	20,000	21,611.54	
		SPAIN 4.2 370131	30,000	33,442.44	
		SPAIN 4.7 410730	30,000	35,374.44	

		SPAIN 4.9 400730	10,000	11,985.72	
		SPAIN 5.15 281031	10,000	11,016.22	
		SPAIN 5.75 320730	10,000	12,102.48	
		SPAIN 6.0 290131	15,000	17,125.77	
	ユーロ　合計		3,340,000	3,269,158.04 (529,309,378)	
	ポンド	UK GILT 1.5 260722	45,000	43,181.23	
		UK GILT 3.5 450122	20,000	16,433.14	
		UK GILT 4.0 600122	37,000	31,460.02	
		UK GILT 4.25 271207	30,000	30,149.34	
		UK GILT 4.25 320607	50,000	50,056.20	
		UK GILT 4.25 360307	85,000	83,169.01	
		UK GILT 4.25 390907	25,000	23,850.35	
		UK GILT 4.25 401207	10,000	9,445.33	
		UK GILT 4.25 461207	8,000	7,267.29	
		UK GILT 4.25 491207	20,000	18,014.26	
		UK GILT 4.25 551207	30,000	26,745.09	
		UK GILT 4.5 340907	20,000	20,182.20	
		UK GILT 4.5 421207	5,000	4,807.78	
		UK GILT 6.0 281207	50,000	53,515.70	
		UK GILT 0.25 310731	10,000	7,772.51	
		UK GILT 1.625 711022	20,000	8,497.28	
		UK GILT 4.625 340131	30,000	30,511.17	
	ポンド　合計		495,000	465,057.90 (90,430,508)	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN 2.5 250512	165,000	165,056.10	
		SWEDEN 3.5 390330	160,000	182,624.00	
	スウェーデンクローナ　合計		325,000	347,680.10 (4,884,905)	
	ノルウェークローネ	NORWAY 1.375 300819	250,000	220,667.50	
	ノルウェークローネ　合計		250,000	220,667.50 (3,049,624)	
	デンマーククローネ	DENMARK 4.5 391115	190,000	245,659.36	
	デンマーククローネ　合計		190,000	245,659.36 (5,333,264)	
	ポーランドズロチ	POLAND 2.5 260725	250,000	240,314.50	

	ポーランドズロチ　合計		250,000	240,314.50 (9,127,553)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.25 250421	10,000	9,962.22	
		AUSTRALIA 3.75 370421	130,000	122,092.10	
		AUSTRALIA 4.75 270421	100,000	101,943.00	
	オーストラリアドル　合計		240,000	233,997.32 (22,938,757)	
	シンガポールドル	SINGAPORE 2.875 290701	130,000	130,772.20	
		SINGAPORE 3.5 270301	45,000	45,711.00	
	シンガポールドル　合計		175,000	176,483.20 (20,150,851)	
	オフショア人民元	CGB 2.04 270225	1,000,000	1,016,679.70	
		CGB 2.18 260815	500,000	507,403.10	
		CGB 2.6 320901	1,000,000	1,061,393.50	
		CGB 2.67 331125	1,500,000	1,607,118.75	
		CGB 2.8 290324	1,000,000	1,054,744.60	
		CGB 2.8 300325	500,000	531,418.75	
		CGB 2.8 321115	1,000,000	1,076,948.20	
		CGB 2.91 281014	1,000,000	1,055,608.20	
		CGB 3.0 531015	500,000	599,641.55	
	オフショア人民元　合計		8,000,000	8,510,956.35 (179,924,170)	
合計				1,708,443,866 (1,708,443,866)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	国債証券	34 銘柄	45.77%	46.15%
カナダドル	国債証券	4 銘柄	2.40%	2.42%
メキシコペソ	国債証券	2 銘柄	0.79%	0.80%
ユーロ	国債証券	75 銘柄	30.73%	30.98%
ポンド	国債証券	17 銘柄	5.25%	5.29%
スウェーデンクローナ	国債証券	2 銘柄	0.28%	0.29%
ノルウェークローネ	国債証券	1 銘柄	0.18%	0.18%
デンマーククローネ	国債証券	1 銘柄	0.31%	0.31%
ポーランドズロチ	国債証券	1 銘柄	0.53%	0.53%

オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	1.33%	1.34%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	1.17%	1.18%
オフショア人民元	国債証券	9銘柄	10.44%	10.53%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第１号第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	64,675,177	237,404,941
金銭信託	51,976,813	－
コール・ローン	－	69,426,135
国債証券	13,483,484,079	15,924,261,650
未収利息	66,887,174	108,871,185
前払費用	26,950,949	25,450,764
流動資産合計	13,693,974,192	16,365,414,675
資産合計	13,693,974,192	16,365,414,675
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	33,120
その他未払費用	3,356	－
流動負債合計	3,356	33,120
負債合計	3,356	33,120
純資産の部		
元本等		
元本	7,172,757,883	7,940,466,773
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	6,521,212,953	8,424,914,782
元本等合計	13,693,970,836	16,365,381,555
純資産合計	13,693,970,836	16,365,381,555
負債純資産合計	13,693,974,192	16,365,414,675

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023 年 12 月 15 日現在		2024 年 12 月 16 日現在	
１．　受益権の総数		7,172,757,883 口		7,940,466,773 口
２．　計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額	1.9092 円	1 口当たり純資産額	2.0610 円
	（1 万口当たり純資産額）	（19,092 円）	（1 万口当たり純資産額）	（20,610 円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022 年 12 月 15 日 至　2023 年 12 月 15 日	自　2023 年 12 月 16 日 至　2024 年 12 月 16 日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 為替予約取引は外貨の送回金または実質外貨建資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融	同左

	商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,349,879,959円	7,172,757,883円
同期中追加設定元本額	1,231,175,260円	1,068,485,066円
同期中一部解約元本額	408,297,336円	300,776,176円
元本の内訳＊		
ハッピーエイジング２０	706,493,624円	852,988,133円
ハッピーエイジング３０	2,409,176,994円	2,714,759,890円
ハッピーエイジング４０	2,059,036,374円	2,190,317,010円
ハッピーエイジング５０	628,606,455円	653,742,963円
ハッピーエイジング６０	459,032,241円	445,139,180円
損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）	438,399,988円	451,759,658円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０３５	391,032,017円	528,581,519円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０４５	49,688,425円	61,704,283円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０５５	25,873,619円	31,962,675円
ＳＯＭＰＯターゲットイヤー・ファンド２０６５	4,439,482円	7,335,398円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	240,592円	265,371円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	169,545円	408,196円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	568,527円	1,502,497円
計	7,172,757,883円	7,940,466,773円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	321,243,352	21,437,175
合計	321,243,352	21,437,175

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2023年12月15日　現在				2024年12月16日　現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	－	－	－	－	123,070,400	－	123,103,520	△33,120
ドル	－	－	－	－	123,070,400	－	123,103,520	△33,120

合計		－	－	－	－	123,070,400	－	123,103,520	△33,120

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

（ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ドル	Treasury 1.25 310815	320,000	263,462.49	
		Treasury 1.5 270131	200,000	188,929.68	
		Treasury 1.5 300215	30,000	26,184.37	
		Treasury 1.625 310515	20,000	17,010.15	
		Treasury 1.75 291115	950,000	846,761.71	
		Treasury 1.75 410815	2,730,000	1,807,878.50	
		Treasury 1.875 260630	40,000	38,595.31	
		Treasury 2.0 261115	30,000	28,766.01	
		Treasury 2.0 510815	1,160,000	684,400.00	
		Treasury 2.25 270215	1,560,000	1,496,320.30	
		Treasury 2.25 270815	100,000	95,082.03	
		Treasury 2.375 290515	10,000	9,250.39	
		Treasury 2.75 280215	9,980,000	9,541,425.79	
		Treasury 2.75 320815	50,000	44,826.17	
		Treasury 2.75 421115	485,000	370,778.71	
		Treasury 2.75 470815	440,000	317,453.12	
		Treasury 2.875 430515	620,000	479,967.18	

		Treasury 2.875 490515	1,040,000	757,737.50	
		Treasury 3.0 441115	500,000	388,164.06	
		Treasury 3.0 450515	75,000	57,981.44	
		Treasury 3.0 480215	1,340,000	1,008,716.40	
		Treasury 3.0 520815	320,000	236,762.49	
		Treasury 3.125 290831	100,000	95,171.87	
		Treasury 3.375 330515	340,000	316,319.53	
		Treasury 3.5 390215	195,000	174,326.95	
		Treasury 3.625 530515	20,000	16,767.96	
		Treasury 3.75 300531	2,830,000	2,757,370.70	
		Treasury 3.875 330815	240,000	231,300.00	
		Treasury 4.0 340215	4,980,000	4,831,767.20	
		Treasury 4.0 521115	10,000	8,970.70	
		Treasury 4.125 321115	10,000	9,860.15	
		Treasury 4.125 530815	860,000	789,251.56	
		Treasury 4.5 290531	2,290,000	2,312,005.48	
		Treasury 4.625 310531	4,100,000	4,169,347.64	
		Treasury 4.625 400215	220,000	220,971.09	
		Treasury 4.75 531115	1,950,000	1,985,953.12	
		Treasury 4.875 260531	20,790,000	20,965,415.62	
		Treasury 6.125 271115	60,000	63,142.96	
	ドル　合計		60,995,000	57,654,396.33 (8,874,164,683)	
	カナダドル	CANADA 0.5 301201	1,570,000	1,354,853.44	
		CANADA 3.5 451201	390,000	405,003.91	
		CANADA 5.0 370601	130,000	153,779.15	
		CANADA 5.75 290601	860,000	961,626.14	
	カナダドル　合計		2,950,000	2,875,262.64 (311,189,675)	
	メキシコペソ	MEXICO 8.5 290531	11,700,000	11,188,476.00	
		MEXICO 8.5 381118	5,000,000	4,357,450.00	
	メキシコペソ　合計		16,700,000	15,545,926.00 (119,042,928)	
	ユーロ	AUSTRIA 0.75 261020	10,000	9,753.40	
		AUSTRIA 3.8 620126	50,000	59,977.60	
		AUSTRIA 4.15 370315	250,000	285,262.47	

		BELGIUM 0.8 270622	10,000	9,671.35	
		BELGIUM 3.0 340622	40,000	40,761.00	
		BELGIUM 4.25 410328	915,000	1,040,239.71	
		BELGIUM 5.0 350328	45,000	53,481.33	
		BELGIUM 5.5 280328	100,000	110,063.20	
		FINLAND 0.75 310415	360,000	324,900.00	
		FRA 0.75 281125	10,000	9,364.75	
		FRANCE 0.0 291125	10,000	8,832.54	
		FRANCE 0.0 320525	10,000	8,144.04	
		FRANCE 0.25 261125	10,000	9,635.13	
		FRANCE 0.75 520525	2,270,000	1,193,105.19	
		FRANCE 1.0 270525	10,000	9,707.12	
		FRANCE 1.25 340525	1,610,000	1,383,434.36	
		FRANCE 2.0 321125	580,000	545,124.02	
		FRANCE 2.75 271025	10,000	10,124.44	
		FRANCE 3.0 330525	50,000	50,320.90	
		FRANCE 3.25 450525	110,000	107,736.75	
		FRANCE 3.5 331125	80,000	83,394.32	
		FRANCE 4.0 381025	250,000	271,080.00	
		FRANCE 4.0 550425	320,000	345,962.24	
		FRANCE 4.0 600425	280,000	303,973.46	
		FRANCE 4.5 410425	1,240,000	1,422,106.40	
		FRANCE 5.5 290425	35,000	39,256.35	
		FRANCE 5.75 321025	15,000	18,056.37	
		GERMANY 0 310215	10,000	8,837.04	
		GERMANY 0.0 261009	10,000	9,650.55	
		GERMANY 0.0 310815	10,000	8,739.08	
		GERMANY 0.0 500815	980,000	529,313.68	
		GERMANY 0.25 290215	10,000	9,327.73	
		GERMANY 0.5 280215	10,000	9,565.80	
		GERMANY 1.7 320815	10,000	9,714.41	
		GERMANY 2.2 340215	1,230,000	1,228,076.28	
		GERMANY 2.3 330215	10,000	10,104.64	
		GERMANY 2.5 460815	320,000	321,692.16	
		GERMANY 2.5 540815	1,430,000	1,437,853.56	
		GERMANY 2.6 330815	610,000	629,590.15	

		GERMANY 4.0 370104	310,000	362,160.60	
		IRELAND 1.0 260515	10,000	9,839.08	
		IRELAND 2.0 450218	210,000	185,582.04	
		ITALY 0.95 320601	10,000	8,637.60	
		ITALY 2.0 251201	18,000	17,944.20	
		ITALY 2.2 270601	10,000	9,970.60	
		ITALY 2.45 330901	250,000	237,061.50	
		ITALY 2.7 470301	830,000	697,749.46	
		ITALY 2.8 281201	10,000	10,106.22	
		ITALY 2.8 670301	160,000	127,397.12	
		ITALY 3.25 460901	220,000	202,977.17	
		ITALY 3.85 340701	2,000,000	2,092,418.00	
		ITALY 4.0 370201	190,000	201,358.20	
		ITALY 4.5 531001	1,350,000	1,477,070.10	
		ITALY 4.75 440901	30,000	34,022.64	
		ITALY 5.0 400901	415,000	479,366.50	
		ITALY 7.25 261101	115,000	125,443.03	
		NETHERLANDS 0.5 260715	10,000	9,756.50	
		NETHERLANDS 2.5 330115	530,000	535,219.97	
		NETHERLANDS 2.75 470115	150,000	153,969.30	
		NETHERLANDS 4.0 370115	60,000	68,875.68	
		NETHERLANDS 5.5 280115	125,000	137,462.50	
		OBRIGACOES 1.95 290615	150,000	148,655.25	
		OBRIGACOES 2.25 340418	150,000	145,620.00	
		OBRIGACOES 2.875 260721	150,000	151,755.75	
		OBRIGACOES 4.1 450215	150,000	170,805.00	
		SPAIN 0.0 260131	10,000	9,748.32	
		SPAIN 0.0 280131	60,000	55,850.64	
		SPAIN 0.5 311031	770,000	668,748.08	
		SPAIN 1.5 270430	10,000	9,837.55	
		SPAIN 2.15 251031	10,000	9,980.30	
		SPAIN 3.45 341031	50,000	52,285.00	
		SPAIN 3.45 660730	600,000	581,220.05	
		SPAIN 4.0 541031	500,000	540,288.50	
		SPAIN 4.2 370131	120,000	133,769.76	
		SPAIN 4.7 410730	515,000	607,261.22	

		SPAIN 5.15 281031	55,000	60,589.21	
		SPAIN 5.75 320730	10,000	12,102.48	
	ユーロ　合計		23,643,000	22,508,838.64 (3,644,406,064)	
	ポンド	UK GILT 1.5 260722	580,000	556,558.14	
		UK GILT 3.5 450122	490,000	402,611.93	
		UK GILT 4.0 600122	340,000	289,092.14	
		UK GILT 4.25 271207	90,000	90,448.02	
		UK GILT 4.25 320607	480,000	480,539.52	
		UK GILT 4.25 360307	269,000	263,205.47	
		UK GILT 4.25 390907	380,000	362,525.32	
		UK GILT 4.25 401207	100,000	94,453.30	
		UK GILT 4.25 461207	321,000	291,600.25	
		UK GILT 4.25 491207	160,000	144,114.08	
		UK GILT 4.25 551207	70,000	62,405.21	
		UK GILT 4.5 340907	125,000	126,138.75	
		UK GILT 4.5 421207	70,000	67,308.92	
		UK GILT 5.0 250307	200,000	200,162.20	
		UK GILT 6.0 281207	260,000	278,281.64	
		UK GILT 0.25 310731	290,000	225,402.79	
		UK GILT 1.625 711022	100,000	42,486.40	
		UK GILT 4.625 340131	300,000	305,111.70	
	ポンド　合計		4,625,000	4,282,445.78 (832,721,581)	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN 3.5 390330	2,000,000	2,282,800.00	
	スウェーデンクローナ　合計		2,000,000	2,282,800.00 (32,073,340)	
	ノルウェークローネ	NORWAY 1.375 300819	2,200,000	1,941,874.00	
	ノルウェークローネ　合計		2,200,000	1,941,874.00 (26,836,698)	
	デンマーククローネ	DENMARK 4.5 391115	1,460,000	1,887,698.24	
	デンマーククローネ　合計		1,460,000	1,887,698.24 (40,981,928)	
	ポーランドズロチ	POLAND 2.5 260725	2,350,000	2,258,956.30	
	ポーランドズロチ　合計		2,350,000	2,258,956.30 (85,799,000)	

	オーストラリアドル	AUSTRALIA 3.25 250421	370,000	368,602.25	
		AUSTRALIA 3.75 370421	950,000	892,211.50	
		AUSTRALIA 4.75 270421	790,000	805,349.70	
	オーストラリアドル　合計		2,110,000	2,066,163.45 (202,546,003)	
	シンガポールドル	SINGAPORE 2.875 290701	540,000	543,207.60	
	シンガポールドル　合計		540,000	543,207.60 (62,023,443)	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA 3.733 280615	1,900,000	1,909,673.28	
		MALAYSIA 5.248 280915	11,000	11,636.75	
	マレーシアリンギット　合計		1,911,000	1,921,310.03 (66,421,224)	
	オフショア人民元	CGB 2.04 270225	10,000,000	10,166,797.00	
		CGB 2.18 260815	12,000,000	12,177,674.40	
		CGB 2.6 320901	7,000,000	7,429,754.50	
		CGB 2.67 331125	9,500,000	10,178,418.75	
		CGB 2.8 290324	6,000,000	6,328,467.60	
		CGB 2.8 300325	7,500,000	7,971,281.25	
		CGB 2.8 321115	11,000,000	11,846,430.20	
		CGB 2.91 281014	4,000,000	4,222,432.80	
		CGB 3.0 531015	5,500,000	6,596,057.05	
	オフショア人民元　合計		72,500,000	76,917,313.55 (1,626,055,083)	
合計				15,924,261,650 (15,924,261,650)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額です。

２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
ドル	国債証券	38 銘柄	54.23%	55.73%
カナダドル	国債証券	4 銘柄	1.90%	1.95%
メキシコペソ	国債証券	2 銘柄	0.73%	0.75%
ユーロ	国債証券	77 銘柄	22.27%	22.89%
ポンド	国債証券	18 銘柄	5.09%	5.23%
スウェーデンクローナ	国債証券	1 銘柄	0.20%	0.20%
ノルウェークローネ	国債証券	1 銘柄	0.16%	0.17%
デンマーククローネ	国債証券	1 銘柄	0.25%	0.26%

ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	0.52%	0.54%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	1.24%	1.27%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.38%	0.39%
マレーシアリンギット	国債証券	2銘柄	0.41%	0.42%
オフショア人民元	国債証券	9銘柄	9.94%	10.21%

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第１号第３デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

貸借対照表

	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
科　　目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,656,153	－
コール・ローン	－	2,882,745
投資証券	929,152,500	774,640,600
未収入金	25,111,216	－
未収配当金	5,905,545	5,855,829
未収利息	－	8
流動資産合計	967,825,414	783,379,182
資産合計	967,825,414	783,379,182
負債の部		
流動負債		
未払金	31,809,369	－
その他未払費用	253	－
流動負債合計	31,809,622	－
負債合計	31,809,622	－
純資産の部		
元本等		
元本	320,813,333	280,988,956
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	615,202,459	502,390,226
元本等合計	936,015,792	783,379,182
純資産合計	936,015,792	783,379,182
負債純資産合計	967,825,414	783,379,182

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2023年12月15日現在		2024年12月16日現在	
１．受益権の総数		320,813,333口		280,988,956口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2.9176円	1口当たり純資産額	2.7879円
	（1万口当たり純資産額）	（29,176円）	（1万口当たり純資産額）	（27,879円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（１）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （２）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。	同左

	流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

2023年12月15日現在	2024年12月16日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自　2022年12月15日 至　2023年12月15日	自　2023年12月16日 至　2024年12月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	405,952,846円	320,813,333円
同期中追加設定元本額	32,350,054円	836,767円
同期中一部解約元本額	117,489,567円	40,661,144円
元本の内訳＊		
損保ジャパン・グローバルＲＥＩＴファンド（毎月分配型）	320,181,045円	279,585,645円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞	255,775円	301,862円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞	180,872円	476,883円
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞	195,641円	624,566円
計	320,813,333円	280,988,956円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月15日現在	2024年12月16日現在

	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	4,576,275	△61,287,922
合計	4,576,275	△61,287,922

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2024年12月16日現在

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	ＳＯＳＩＬＡ物流リート投資法人	76	7,850,800	
	森ヒルズリート投資法人	312	38,251,200	
	産業ファンド投資法人	293	32,698,800	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	146	46,209,000	
	ＧＬＰ投資法人	259	31,701,600	
	日本プロロジスリート投資法人	94	20,952,600	
	ヒューリックリート投資法人	317	41,241,700	
	日本リート投資法人	72	22,032,000	
	積水ハウス・リート投資法人	187	13,669,700	
	野村不動産マスターファンド投資法人	311	42,451,500	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	150	14,805,000	
	三菱地所物流リート投資法人	16	5,424,000	
	日本ビルファンド投資法人	478	59,224,200	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	127	69,215,000	
	日本都市ファンド投資法人	272	23,609,600	
	オリックス不動産投資法人	4	653,200	
	日本プライムリアルティ投資法人	101	32,421,000	
	東急リアル・エステート投資法人	231	35,989,800	
	グローバル・ワン不動産投資法人	224	21,280,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	49	6,634,600	

	森トラストリート投資法人	556	33,137,600	
	フロンティア不動産投資法人	42	16,296,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	15	3,906,000	
	ＫＤＸ不動産投資法人	144	20,764,800	
	大和証券オフィス投資法人	32	9,276,800	
	阪急阪神リート投資法人	108	12,765,600	
	大和ハウスリート投資法人	196	44,433,200	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	434	30,900,800	
	ジャパンエクセレント投資法人	319	36,844,500	
合計		5,565	774,640,600	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	11,957,795円
Ⅱ　負債総額	4,217円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,953,578円
Ⅳ　発行済数量	11,279,175口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0598円

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	14,474,851円
Ⅱ　負債総額	5,092円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,469,759円
Ⅳ　発行済数量	12,688,318口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1404円

ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）＜ＤＣ年金＞

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	17,340,072円
Ⅱ　負債総額	6,070円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,334,002円
Ⅳ　発行済数量	13,643,907口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2705円

（参考）ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	68,092,204,982円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	68,092,204,982円
Ⅳ　発行済数量	17,473,788,538口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.8968円

（参考）ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	21,802,792,444円
Ⅱ　負債総額	50,701,849円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,752,090,595円
Ⅳ　発行済数量	4,267,995,510口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5.0966円

（参考）ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,898,185,670円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,898,185,670円
Ⅳ　発行済数量	601,227,661口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1572円

（参考）損保ジャパン日本債券マザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	33,454,618,042円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,454,618,042円
Ⅳ　発行済数量	24,745,551,743口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3519円

（参考）損保ジャパン外国債券マザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,781,299,514円
Ⅱ　負債総額	83,088,243円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,698,211,271円
Ⅳ　発行済数量	1,223,521,708口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3880円

（参考）損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	16,582,341,916円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,582,341,916円
Ⅳ　発行済数量	7,928,156,495口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0916円

（参考）損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

2024年12月30日現在

Ⅰ　資産総額	799,828,902円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	799,828,902円
Ⅳ　発行済数量	280,988,956口
Ⅴ　1単位当りの純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.8465円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換

該当事項はありません。

２．受益者名簿

作成しません。

３．受益者集会

開催しません。

４．受益者に対する特典

ありません。

５．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

６．受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

７．受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

８．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

９．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

11．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2024 年 12 月末現在）

資本金の額	1,550 百万円
会社が発行する株式の総数	50,000 株
発行済株式総数	24,085 株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

（２）会社の機構（2024 年 12 月末現在）

①　会社の意思決定機構

定款に基づき 10 名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各１名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の３日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②　投資運用の意思決定機構

・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

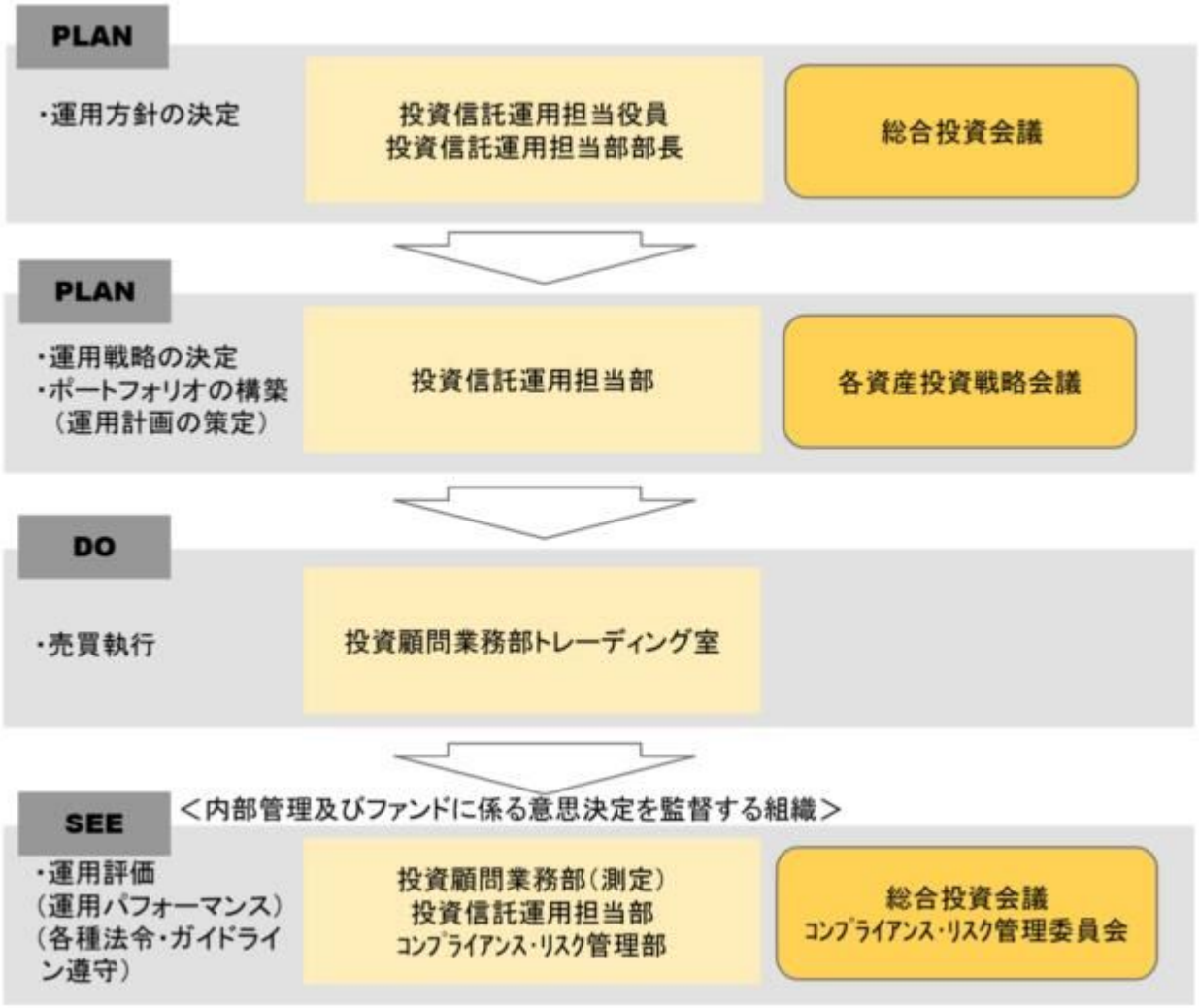

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は 2024 年 12 月末現在、計 304 本（追加型株式投資信託 172 本、単位型株式投資信託 95 本、単位型公社債投資信託 37 本）であり、その純資産総額の合計は 2,368,794 百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに、同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月１２日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　公認会計士　森　重　俊　寛
業務執行社員

指定有限責任社員　公認会計士　小　林　弘　幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２２日

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

EY 新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　公認会計士　森　重　俊　寛
業務執行社員

指定有限責任社員　公認会計士　小　林　弘　幸
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
Ⅰ　流動資産					
1 現金・預金			3,546,171		4,034,755
2 前払費用			101,203		112,742
3 未収委託者報酬			1,194,368		1,702,469
4 未収運用受託報酬			2,618,849		4,148,794
5 その他			3,043		2,289
流動資産合計			7,463,635		10,001,052
Ⅱ　固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	※1		8,078		3,942
(2) 器具備品	※1		73,225		43,412
有形固定資産合計			81,304		47,354
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			658,124		591,110
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			348,349		341,629
(4) その他			32		31
投資その他の資産合計			1,180,467		1,106,732
固定資産合計			1,266,307		1,158,622
資産合計			8,729,943		11,159,674

区分	注記番号	前事業年度 (2023年3月31日) 金額（千円）		当事業年度 (2024年3月31日) 金額（千円）	
（負債の部）					
Ⅰ　流動負債					
1 預り金			7,771		15,473
2 未払金					
(1) 未払配当金	※2	770,000		1,150,000	
(2) 未払手数料		460,087		606,388	
(3) その他未払金	※2	141,725	1,371,812	216,600	1,972,988
3 未払費用			1,873,823		2,951,081
4 未払消費税等			214,504		301,562
5 未払法人税等			262,245		526,818
6 賞与引当金			205,460		185,326
7 役員賞与引当金			6,600		8,100
流動負債合計			3,942,217		5,961,351
Ⅱ　固定負債					
1 退職給付引当金			245,172		257,375
2 資産除去債務			9,422		9,582
固定負債合計			254,594		266,957
負債合計			4,196,812		6,228,309
（純資産の部）					
Ⅰ　株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,544,383		2,875,330
利益剰余金合計			2,544,383		2,875,330
株主資本合計			4,507,664		4,838,610
Ⅱ　評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			25,466		92,755
評価・換算差額等合計			25,466		92,755
純資産合計			4,533,130		4,931,365
負債・純資産合計			8,729,943		11,159,674

（2）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日） 金額（千円）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日） 金額（千円）	
Ⅰ　営業収益					
1　委託者報酬		6,268,013		8,333,682	
2　運用受託報酬		5,283,477	11,551,491	6,117,209	14,450,891
Ⅱ　営業費用					
1　支払手数料		2,600,324		3,499,242	
2　広告宣伝費		25,984		14,970	
3　公告費		200		200	
4　調査費		3,945,034		5,246,032	
(1) 調査費		1,032,243		1,274,945	
(2) 委託調査費		2,909,783		3,968,103	
(3) 図書費		3,007		2,983	
5　営業雑経費		149,447		146,958	
(1) 通信費		13,489		13,473	
(2) 印刷費		115,724		111,483	
(3) 諸会費		20,233	6,720,990	22,001	8,907,404
Ⅲ　一般管理費					
1　給料		1,754,897		1,780,148	
(1) 役員報酬		59,540		58,490	
(2) 給料・手当		1,460,378		1,479,591	
(3) 賞与		234,978		242,065	
2　福利厚生費		231,703		249,823	
3　交際費		10,365		15,575	
4　寄付金		1,300		1,330	
5　旅費交通費		29,102		35,906	
6　法人事業税		53,595		61,266	
7　租税公課		26,705		19,614	
8　不動産賃借料		221,573		221,404	
9　退職給付費用		87,487		91,397	
10　賞与引当金繰入		205,460		185,326	
11　役員賞与引当金繰入		6,600		8,100	
12　固定資産減価償却費		39,296		38,014	
13　諸経費		437,986	3,106,075	459,163	3,167,070
営業利益			1,724,425		2,376,417
Ⅳ　営業外収益					
1　受取配当金		8,687		476	
2　受取利息		0		0	
3　有価証券償還益		3,726		－	
4　為替差益		11,910		9,754	
5　保険配当金		621		626	
6　雑益		2,493	27,439	2,615	13,473
Ⅴ　営業外費用					
1　有価証券売却損		－		7,678	
2　有価証券償還損		－		278	
3　事務過誤費		9,164		228,515	
4　雑損		394	9,558	241	236,712
経常利益			1,742,306		2,153,177
Ⅵ　特別損失					
1　有価証券評価損		4,032		－	
2　固定資産除却損	※1	－	4,032	0	0

税引前当期純利益			1,738,274		2,153,177
法人税・住民税及び事業税			522,813		695,208
法人税等調整額			30,682		△ 22,977
当期純利益			1,184,778		1,480,946

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				△ 770,000	△ 770,000	△ 770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			△ 770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,518	△20,518	△20,518
当期変動額合計	△20,518	△20,518	394,259
当期末残高	25,466	25,466	4,533,130

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）　　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当期変動額						
剰余金の配当				△ 1,150,000	△ 1,150,000	△ 1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67,288	67,288	67,288
当期変動額合計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 年
器具備品	2～20 年

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

（２）投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

６．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

（１）消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
建物	104,035	108,411
器具備品	143,638	177,083

※２　関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
未払金		
未払配当金	770,000	1,150,000
その他未払金	－	188

（損益計算書関係）

※１　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
器具備品	－	0

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2022年4月1日　　至　2023年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	－株	－株	24,085株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 取締役会	普通株式	770,000千円	31,970円	－	2023年3月31日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年4月1日　　至　2024年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	－株	－株	24,085株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日

2024年3月28日 取締役会	普通 株式	1,150,000千 円	47,747円	－	2024年3月31日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※２）	657,374	657,374	－
資産計	657,374	657,374	－

当事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※２）	590,360	590,360	－
資産計	590,360	590,360	－

（※１）「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
非上場株式	750	750

注１．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
(1) 預金	3,546,149	－	－	－
(2) 未収委託者報酬	1,194,368	－	－	－
(3) 未収運用受託報酬	2,618,849	－	－	－
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	－	－	－	－
債券	－	－	－	－
その他	147,960	90,026	150,462	268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 預金	4,034,755	－	－	－
(2) 未収委託者報酬	1,702,469	－	－	－
(3) 未収運用受託報酬	4,148,794	－	－	－
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	－	－	－	－
債券	－	－	－	－
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

注２．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	462,624	194,750	657,374
資産計	－	462,624	194,750	657,374

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	333,213	257,147	590,360
資産計	－	333,213	257,147	590,360

（２）期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度　（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	－	－
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	－	－
売却	－	－
発行	－	－
決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－
当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	－	－

当事業年度　（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397
購入、売却、発行及び決済		
購入	11,100	11,100
売却	100	100
発行	－	－
決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－

当事業年度末残高	257,147	257,147
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	－	－

（３）時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	286,209	330,000	△43,790
	小計	286,209	330,000	△43,790
合計		657,374	624,700	32,674

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	110,742	120,000	△　9,258

	小計	110,742	120,000	△ 9,258
合計		590,360	456,668	133,692

５．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	－	－	－
(2) 債券	－	－	－
(3) その他	－	－	－
合計	－	－	－

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	－	－	－
(2) 債券	－	－	－
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	208,284	245,172
退職給付費用	37,940	40,528
退職給付の支払額	△ 1,052	△ 28,325
退職給付引当金の期末残高	245,172	257,375

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375
退職給付引当金	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375

（3）退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	37,940	40,528

3．確定拠出制度

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
当社の確定拠出制度への要拠出額	41,080	43,710

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	176,793	169,388
退職給付引当金	75,071	78,808
賞与引当金	62,912	56,746
繰延資産損金算入限度超過額	21,910	43,352
未払事業税	15,571	26,319
未払金否認	7,604	8,118
その他	7,100	7,165
繰延税金資産　小計	366,961	389,896
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,119	△ 4,168
評価性引当額　小計	△ 4,119	△ 4,168
繰延税金資産　合計	362,842	385,728
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 11,240	△ 40,937
株式譲渡損益	△ 3,031	△ 3,031
固定資産除去価額	△ 222	△ 131
繰延税金負債　合計	△ 14,493	△ 44,099
繰延税金資産の純額	348,349	341,629

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要
本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
期首残高	9,265	9,422
取得	－	－
時の経過による調整額	157	159
期末残高	9,422	9,582

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
投資信託事業（基本報酬）	6,264,984	8,199,234
投資信託事業（成功報酬）	3,029	134,447
投資顧問事業（基本報酬）	2,834,396	2,793,161
投資顧問事業（成功報酬）	2,449,080	3,324,047
合計	11,551,491	14,450,891

（セグメント情報等）

セグメント情報
当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）
１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えているため、記載を省略しております。
（２）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

当事業年度（自　2023年4月1日　　至　2024年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えているため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

該当事項はありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2022年4月1日　　至　2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	－	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	677,364	未払手数料	168,088
同一の親会社を持つ会社	ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	－	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	176,500	未収運用受託報酬	96,493

注１.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注２.取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注2）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自　2023年4月1日　　至　2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	－	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	838,690	未払手数料	218,649
同一の親会社を持つ会社	ＳＯＭＰＯリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	－	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	180,252	未払費用	171,632

注１.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注２.取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注２）委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（４）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社 （東京証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
１株当たり純資産額（円）	188,213.85	204,748.41
１株当たり当期純利益金額（円）	49,191.55	61,488.32

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
当期純利益（千円）	1,184,778	1,480,946
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,184,778	1,480,946
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

区分	注記番号	第40期中間会計期間 （2024年9月30日） 金額（千円）
（資産の部）		
Ⅰ　流動資産		
1　現金・預金		3,776,359
2　前払費用		101,733
3　未収委託者報酬		1,881,510
4　未収運用受託報酬		885,944
5　その他	※1	5,724
流動資産合計		6,651,273
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産	※2	41,741
2　無形固定資産		4,535
3　投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		542,225
(2) 長期差入保証金		173,961
(3) 繰延税金資産		343,198
(4) その他		31
投資その他の資産合計		1,059,415
固定資産合計		1,105,692
資産合計		7,756,965

区分	注記番号	第40期中間会計期間 （2024年9月30日） 金額（千円）
（負債の部）		
Ⅰ　流動負債		
1　預り金		12,489
2　未払金		
(1) 未払手数料		640,510
(2) その他未払金		176,695
未払金合計		817,206
3　未払費用		588,234
4　未払法人税等		329,073
5　賞与引当金		125,130
6　役員賞与引当金		2,400
流動負債合計		1,874,533
Ⅱ　固定負債		
1　退職給付引当金		280,746
2　資産除去債務		9,664
固定負債合計		290,411
負債合計		2,164,944
（純資産の部）		
Ⅰ　株主資本		
1　資本金		1,550,000
2　資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3　利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,549,296
利益剰余金合計		3,549,296
株主資本合計		5,512,576
Ⅱ　評価・換算差額等		
1　その他有価証券評価差額金		79,445
評価・換算差額等合計		79,445
純資産合計		5,592,021
負債・純資産合計		7,756,965

（2）中間損益計算書

区分	注記番号	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日） 金額（千円）	
Ⅰ　営業収益			
1　委託者報酬		4,678,028	
2　運用受託報酬		1,628,384	6,306,413
Ⅱ　営業費用			
1　支払手数料		1,921,904	
2　広告宣伝費		4,205	
3　公告費		200	
4　調査費		1,700,010	
(1) 調査費		769,941	
(2) 委託調査費		927,733	
(3) 図書費		2,335	
5　営業雑経費		84,240	
(1) 通信費		8,767	
(2) 印刷費		57,722	
(3) 諸会費		17,750	3,710,561
Ⅲ　一般管理費			
1　給料		871,079	
(1) 役員報酬		34,822	
(2) 給料・手当		758,455	
(3) 賞与		77,801	
2　福利厚生費		130,329	
3　交際費		8,136	
4　旅費交通費		17,178	
5　法人事業税		29,270	
6　租税公課		4,312	
7　不動産賃借料		111,403	
8　退職給付費用		48,350	
9　賞与引当金繰入		125,130	
10　役員賞与引当金繰入		2,400	
11　固定資産減価償却費	※1	10,571	
12　諸経費		261,182	1,619,343
営業利益			976,508
Ⅳ　営業外収益			
1　受取配当金		4,824	
2　受取利息		0	
3　有価証券償還益		18,714	
4　雑益		468	24,007
Ⅴ　営業外費用			
1　有価証券売却損		301	
2　為替差損		5,254	
3　事務過誤費		13,041	
4　雑損		58	18,656
経常利益			981,860
税引前中間純利益			981,860
法人税、住民税及び事業税			303,588
法人税等調整額			4,306
中間純利益			673,965

（３）中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間　（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当中間期変動額						
中間純利益				673,965	673,965	673,965
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	673,965	673,965	673,965
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,549,296	3,549,296	5,512,576

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当中間期変動額			
中間純利益			673,965
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 13,310	△ 13,310	△ 13,310
当中間期変動額合計	△ 13,310	△ 13,310	660,655
当中間期末残高	79,445	79,445	5,592,021

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 年
器具備品	2～20 年

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

５．収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

（２）投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

６．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

７．グループ通算制度の適用

グループ通算制度を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第 40 期中間会計期間 （2024 年 9 月 30 日）
※１ 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しておりま

	す。
※２ 有形固定資産の減価償却累計額	296,066 千円

（中間損益計算書関係）

	第 40 期中間会計期間 （自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日）
※１ 減価償却実施額 有形固定資産	10,571 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 40 期中間会計期間　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	－	－	24,085
合計	24,085	－	－	24,085
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第 40 期中間会計期間　（2024 年 9 月 30 日）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（※２）	541,475	541,475	－
資産計	541,475	541,475	－

（※１）「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第 40 期中間会計期間　（2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	294,325	247,150	541,475
資産計	－	294,325	247,150	541,475

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル２又はレベル３の時価に分類しております。

（２）期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第 40 期中間会計期間　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	△301	△301
その他有価証券評価差額金	2	2
購入、売却、発行及び決済		
購入	－	－
売却	△9,699	△9,699
発行	－	－
決済	－	－
レベル３の時価への振替	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－
中間期末残高	247,150	247,150
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	－	－

（３）時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

（有価証券関係）

第 40 期中間会計期間　（2024 年 9 月 30 日）

１．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	343,507	216,968	126,539
	小計	343,507	216,968	126,539
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券	－	－	－
	(3) その他	197,968	210,000	△12,032
	小計	197,968	210,000	△12,032
合計		541,475	426,968	114,507

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第40期中間会計期間　（2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,582千円
時の経過による調整額	81千円
中間期末残高	9,664千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
投資信託事業（基本報酬）	4,625,254
投資信託事業（成功報酬）	52,774
投資顧問事業（基本報酬）	1,628,384
合計	6,306,413

（セグメント情報等）

セグメント情報

第40期中間会計期間　（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期中間会計期間　（自　2024年4月1日　至　2024年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えているため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
１株当たり純資産額	232,178.58 円
１株当たり中間純利益金額	27,982.80 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 （自　2024年4月1日 至　2024年9月30日）
中間純利益	673,965 千円
普通株主に帰属しない金額	― 千円
普通株式に係る中間純利益	673,965 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1） 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（2） 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（3） 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（4） 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5） 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1） 定款の変更

該当事項はありません。

（2） 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

SOMPO世界分散ファンド（安定型）<DC 年金>

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド受益証券、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド受益証券、損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド受益証券、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ならびに新興国株式および海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。

（２）投資態度

① 主としてＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド、損保ジャパン日本債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド（以下それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券および上場投資信託証券等への投資を通して、国内外の株式、債券、不動産投資信託証券へ分散投資を行います。

② 各資産への投資配分比率については、ポートフォリオの想定リスク水準を踏まえて長期的な視点のほか、短期的な視点も考慮して決定します。

③ 外貨建債券への投資にあたっては、一部為替ヘッジを行います。

④ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨ スワップ取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うこ

とができます。

⑪　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑫　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定型）〈DC 年金〉
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項、第２項および第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第３条　委託者は、金1,000万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第１項、第54条第１項、第55条第１項および第57条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については1,000万口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】
第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】
第11条　受託者は、第３条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】
第12条　委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権について、委託者および指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
③ 第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、第１項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。
④ 第１項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
⑤ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円とします。
⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第２項および第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す

ことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

【運用の指図範囲】

第16条　委託者は、信託金を、主としてＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド」、「ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」および「損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場

合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 20 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

④　前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 21 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第 22 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第 24 条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 25 条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 26 条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】
第 27 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】
第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】
第29条　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②　前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】
第30条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】
第31条　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】
第32条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】
第33条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】
第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】
第35条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】
第36条　委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】
第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】
第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、

受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月16日から翌年12月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし第１期計算期間は、2022年12月15日から2023年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の83の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第44条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に交付されます。

② 指定販売会社は、別に定める契約に基づいて、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤ 前項および第47条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項および第47条第４項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金および一部解約金の支払い】

第47条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第50条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関への委任】

第 48 条 委託者の自らの募集に係る受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への

記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【償還金の時効】

第49条　受益者が、信託終了による償還金については第47条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第50条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を１口単位または１円単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第５項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第51条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第52条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第54条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第55条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第56条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第57条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第58条　この信託は、受益者が第50条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一

部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第52条に規定する信託契約の解約または第53条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第59条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第60条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第61条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第62条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2022年12月15日（信託契約締結日）

委託者　東京都中央区日本橋二丁目2番16号
ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

（付　表）

１．別に定める日

約款第12条第３項および第50条第３項に規定する「別に定める日」とは次のものをいいます。

・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日
・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託

SOMPO世界分散ファンド（安定成長型）<DC 年金>

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド受益証券、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド受益証券、損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド受益証券、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ならびに新興国株式および海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。

（２）投資態度

① 主としてＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド、損保ジャパン日本債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド（以下それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券および上場投資信託証券等への投資を通して、国内外の株式、債券、不動産投資信託証券へ分散投資を行います。

② 各資産への投資配分比率については、ポートフォリオの想定リスク水準を踏まえて長期的な視点のほか、短期的な視点も考慮して決定します。

③ 外貨建債券への投資にあたっては、一部為替ヘッジを行います。

④ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨ スワップ取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うこ

とができます。

⑪　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑫　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（安定成長型）〈DC 年金〉
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項、第２項および第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第３条　委託者は、金500万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第１項、第54条第１項、第55条第１項および第57条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については500万口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条　受託者は、第３条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条　委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権について、委託者および指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、第１項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

④ 第１項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第２項および第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

【運用の指図範囲】

第16条　委託者は、信託金を、主としてＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド」、「ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」および「損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法

第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 20 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

④　前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 21 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第 22 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さ

ない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 27 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第30条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第31条　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第32条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】
第33条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】
第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】
第35条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】
第36条　委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】
第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】
第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月16日から翌年12月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし第１期計算期間は、2022年12月15日から2023年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の83の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第44条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬

および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に交付されます。

② 指定販売会社は、別に定める契約に基づいて、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤ 前項および第47条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項および第47条第４項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金および一部解約金の支払い】

第47条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第50条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関への委任】

第 48 条 委託者の自らの募集に係る受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【償還金の時効】

第49条　受益者が、信託終了による償還金については第47条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第50条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を１口単位または１円単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第５項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第51条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第52条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第54条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第55条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第56条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第57条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第58条　この信託は、受益者が第50条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と

して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第52条に規定する信託契約の解約または第53条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第59条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第60条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第61条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第62条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2022年12月15日（信託契約締結日）

委託者　東京都中央区日本橋二丁目2番16号
ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

（付　表）

１．別に定める日

約款第12条第３項および第50条第３項に規定する「別に定める日」とは次のものをいいます。

・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日
・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

追加型証券投資信託

SOMPO世界分散ファンド（成長型）<DC 年金>

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド受益証券、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド受益証券、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド受益証券、損保ジャパン日本債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券マザーファンド受益証券、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド受益証券、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド受益証券、ならびに新興国株式および海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、内外の有価証券等に直接投資することがあります。

（２）投資態度

① 主としてＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド、ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド、ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド、損保ジャパン日本債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券マザーファンド、損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド、損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド（以下それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券および上場投資信託証券等への投資を通して、国内外の株式、債券、不動産投資信託証券へ分散投資を行います。

② 各資産への投資配分比率については、ポートフォリオの想定リスク水準を踏まえて長期的な視点のほか、短期的な視点も考慮して決定します。

③ 外貨建債券への投資にあたっては、一部為替ヘッジを行います。

④ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨ スワップ取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うこ

とができます。

⑪　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑫　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③　留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＳＯＭＰＯ世界分散ファンド（成長型）〈DC 年金〉
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項、第２項および第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第３条　委託者は、金500万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第１項、第54条第１項、第55条第１項および第57条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については500万口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条　受託者は、第３条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条　委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権について、委託者および指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、最低単位を１円単位または１口単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者および指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、第１項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。

④ 第１項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条に規定する委託者が指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第１項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第２項および第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込金額が多額であると判断した場合、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

【運用の指図範囲】

第16条　委託者は、信託金を、主としてＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド」、「ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド」、「ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド」、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券マザーファンド」、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」および「損保ジャパンＪ-ＲＥＩＴマザーファンド」（以下それぞれ「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法

第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 20 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

④　前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 21 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第 22 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さ

ない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 27 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 28 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第30条　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第31条　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第32条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】
第33条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】
第34条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】
第35条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】
第36条　委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】
第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】
第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月16日から翌年12月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし第１期計算期間は、2022年12月15日から2023年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

③　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④　第２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の83の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

第44条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬

および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第２項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に交付されます。

② 指定販売会社は、別に定める契約に基づいて、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込代金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤ 前項および第47条第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項および第47条第４項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金および一部解約金の支払い】

第47条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、第50条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。ただし、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託者自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託者において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関への委任】

第 48 条 委託者の自らの募集に係る受益権について、委託者は、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【償還金の時効】

第49条　受益者が、信託終了による償還金については第47条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第50条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を１口単位または１円単位として委託者および指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　委託者は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第５項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第51条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第52条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っているとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

【信託約款の変更等】

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第54条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第55条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第56条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第57条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第58条　この信託は、受益者が第50条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と

して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第52条に規定する信託契約の解約または第53条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第59条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第60条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第61条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第62条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2022年12月15日（信託契約締結日）

委託者　東京都中央区日本橋二丁目2番16号
ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

（付　表）

１．別に定める日

約款第12条第３項および第50条第３項に規定する「別に定める日」とは次のものをいいます。

・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所の休業日
・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日

親投資信託

SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

（２）投資態度

① 原則として Russell/Nomura Large Cap Value インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「Russell/Nomura Large Cap Value インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

③ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）や新株引受権証券および新株予約権証券（外貨建てを含みます。）等に投資する場合があります。

④ 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の 50%超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑫ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑬ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

親投資信託
ＳＪＡＭラージキャップ・バリュー・マザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および限度額】
第３条　委託者は、金499,500,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第２項、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】
第５条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については499,500,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】
第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】
第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

【運用の指図範囲】
第 13 条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第28条において同じ。）第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第18条から第24条、第27条、第32条、第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【信用取引の指図および範囲】

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第21条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】
第23条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【外貨建資産への投資制限】
第25条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】
第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】
第27条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】
第27条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】
第27条の３　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】
第 28 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体

制が整備されていること
4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1．信託財産の保存に係る業務
2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条 ＜削 除＞

【混蔵寄託】
第30条 金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】
第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】
第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】
第33条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】
第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】
第36条 この信託の計算期間は、毎年２月21日から翌年２月20日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は、平成18年３月10日から平成19年２月20日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が

開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】
第37条　受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】
第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】
第39条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【収益の留保】
第40条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】
第41条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】
第42条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
②　解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】
第43条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③　委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します、ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】
第44条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】
第45条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対

して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条　第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第４項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第53条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第54条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第１条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成１８年３月１０日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託

SJAMスモールキャップ・マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

（２）投資態度

① 原則として、Russell/Nomura Small Cap インデックス採用銘柄でかつ、当社の日本株式ユニバース構成銘柄より投資銘柄を選定します。

② 独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスクを軽減しつつ、「Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当を含むトータルリターンインデックス）」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

③ 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の 50％超（高位に維持）を基本とします。なお、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

④ 投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑫ デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑬ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

親投資信託
ＳＪＡＭスモールキャップ・マザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および限度額】
第３条　委託者は、金499,500,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第２項、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】
第５条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については499,500,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】
第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】
第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

【運用の指図範囲】
第13条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

【委託者の自己または利害関係人等との取引】

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第28条において同じ。）第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第18条から第24条、第27条、第32条、第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【信用取引の指図および範囲】

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第21条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第23条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【外貨建資産への投資制限】

第25条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第27条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第27条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第27条の３　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと
3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1．信託財産の保存に係る業務
2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条 ＜削 除＞

【混蔵寄託】

第30条 金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条　この信託の計算期間は、毎年９月７日から翌年９月６日までとすることを原則とします。ただし、第１期計算期間は、平成19年９月７日から平成20年９月８日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第37条　受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第39条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第40条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【信託契約の一部解約】

第42条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第43条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します、ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第44条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第45条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第４項または第50条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】
第53条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】
第54条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.sompo-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】
第55条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　則）

第１条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成１９年９月７日（信託契約締結日）

委託者　　東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託

SOMPO外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 15 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 銘柄選定にあたっては、当社が独自に開発した外国株式評価モデルにより算出した投資価値と市場価値とを比較した相対的割安度を測定します。

③ 相対的割安度の高い銘柄を中心に、ベンチマークであるＭＳＣＩコクサイ　インデックス（配当込み）と比較してリスク水準を抑えたポートフォリオを構築し、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款第 23 条の範囲で行います。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
ＳＯＭＰＯ外国株式アクティブバリュー（リスク抑制型）マザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第１項、第２項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】
第３条　委託者は、金102,900,000円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項および第２項、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】
第５条　この信託に係る受益証券（第 10 条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条、第 43 条、第 45 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については102,900,000口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場

の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出】
第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
② 委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
⑥ 第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
⑧ 第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をしたときにおいて、無効となります。
⑨ 第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】
第12条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形

【運用の指図範囲】
第 13 条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金

融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第24条、第26条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるも

のとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第24条、第26条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第17条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により100分の５を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【信用取引の指図範囲】

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第21条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第28条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引に

より取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 31 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第32条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条　この信託の計算期間は、原則として毎年11月６日から翌年11月５日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし第１期計算期間は、平成28年10月25日から平成29年11月６日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第37条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受

益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】
第39条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【収益の留保】
第40条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】
第41条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】
第42条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
②　解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】
第43条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】
第44条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】
第45条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】
第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 47 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第 49 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第 50 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第51条　この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】
第52条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】
第53条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】
第 54 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.sompo-am.co.jp/
② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】
第55条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　則）

第１条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 28 年 10 月 25 日（信託契約締結日）

委託者　東京都中央区日本橋二丁目２番 16 号
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

受託者　東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託

損保ジャパン日本債券マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第13条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

日本の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI 総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からＢＢＢ格あるいはＢＢＢ格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。

③ 運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。

④ 外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則 100％為替ヘッジを行います。

⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10％以内とします。

⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑪ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑫ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

親投資信託
損保ジャパン日本債券マザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】
第３条　委託者は、金1,000,680,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益者】
第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第６条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については1,000,680,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第７条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第17条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　信託財産のうち外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】
第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第10条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲】

第12条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第15条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の５を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第18条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるも

のをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第19条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第20条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第23条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第23条の２ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それ

それ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第23条の３　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第25条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第26条　金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第27条　<削　除>

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条　委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を、再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条　この信託の計算期間は、毎年７月16日から翌年７月15日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は平成12年７月31日から平成13年７月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第38条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約を解約しません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払い

ます。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告　を行いません。

【反対者の買取請求権】

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第４項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第１条 第20条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条 第20条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成１２年７月３１日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区大手町１丁目５番４号
安田火災グローバル投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内１丁目６番２号
第 一 勧 業 富 士 信 託 銀 行 株 式 会 社

親投資信託

損保ジャパン外国債券マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 投資対象国は、原則としてＡ格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE 世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

③ 外貨建資産については円ベースで 100%ヘッジを基本とします。

④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑤ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥ 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。

⑦ スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

親投資信託
損保ジャパン外国債券マザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】
第３条　委託者は、金1,499,820,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益者】
第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第６条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については1,499,820,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第７条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第17条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　信託財産のうち外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】
第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第10条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

【運用の指図範囲】

第12条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【運用の基本方針】

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第15条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の５を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】
第18条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
②　委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
③　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】
第19条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】
第20条　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】
第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。
②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】
第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】
第23条　委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
②　前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に

つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第23条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第23条の３　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第25条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第26条　金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第27条　<削　除>

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条　委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を、再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年７月16日から翌年７月15日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は平成12年７月31日から平成13年７月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【収益の留保】

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第38条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約を解約しません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用し

ません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第４項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益

証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】
第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】
第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】
第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.sompo-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】
第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　則）

第１条　第20条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第20条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成１２年７月３１日（信託契約締結日）

委託者　　東京都千代田区大手町１丁目５番４号
安田火災グローバル投信投資顧問株式会社

受託者　　東京都千代田区丸の内１丁目６番２号
第一勧業富士信託銀行株式会社

親投資信託

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

約款

SOMPOアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

２．運用方針

（１）投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。

② 投資対象国は、原則としてＡ格相当以上の長期債格付が付与された国とし、FTSE 世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。

⑧ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑪ デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑫ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

親投資信託
損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および限度額】
第３条　委託者は、金７億4,500万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第１項、第２項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】
第５条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については７億4,500万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】
第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】
第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】
第 12 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、約款第 20 条、第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

【運用の指図範囲】
第 13 条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第１号の証券ならびに証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第26条において同じ。）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第18条から第23条、第25条、第30条、第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引きされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の５を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の５を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【公社債の空売りの指図および範囲】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図および範囲】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条

に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第24条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第25条　委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第25条の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第25条の３　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第 26 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条　＜削　除＞

【混蔵寄託】
第28条　金融機関および証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】
第 29 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】
第30条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】
第31条　委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】
第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】
第33条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】
第34条　この信託の計算期間は、毎年７月16日から翌年７月15日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は平成17年９月26日から平成18年７月15日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】
第35条　受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】
第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】
第37条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【収益の留保】
第38条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】
第39条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】
第40条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
②　解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】
第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③　委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します、ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】
第42条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】
第43条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】
第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条　第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第４項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第51条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第52条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付　則）

第１条　第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成１７年９月２６日（信託契約締結日）

委託者　東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者　東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託

損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

約款

ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)に上場または店頭登録されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券で、上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（ＲＥＩＴ）を主要投資対象とします。

② 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。

③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の組入比率を引き下げる場合があります。

④ 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 外貨建資産への直接投資は行いません。

⑤ デリバティブの直接利用は行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
損保ジャパンＪ－ＲＥＩＴマザーファンド
約　　款

【信託の種類、委託者および受託者】
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】
第２条　受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第14条第１項、第２項および第18条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的、金額および限度額】
第３条　委託者は、金495,000,000円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第１項、第２項、第35条第１項、第36条第１項および第38条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】
第５条　この信託にかかる受益証券（第10条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条および第40条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項第１号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】
第７条　委託者は、第３条第１項の規定による受益権については、495,000,000口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第17条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出】

第10条　委託者は、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第12条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

【運用の指図範囲等】

第13条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。また、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第５号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第14条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第18条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第12条ならびに第13条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

【運用の基本方針】

第15条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

【公社債の借入れ】

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第17条の２　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第18条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第22条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第23条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第24条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第25条 この信託の計算期間は、毎年５月22日から翌年５月21日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は、平成20年１月29日から平成20年５月21日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】
第26条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③ 受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。
④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】
第27条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】
第28条　委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

【収益の留保】
第29条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】
第30条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】
第31条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】
第32条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥ 第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第33条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第34条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第35条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第36条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第37条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託約款に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第38条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第39条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第40条　この信託は、受益者が第31条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第43条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.sompo-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第44条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成２０年１月２９日（信託契約締結日）

委託者　東京都千代田区大手町一丁目５番４号
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

受託者　　東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社